

令和元年（フ）第8370号

令和2年9月9日

破産法第157条の報告書

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産者株式会社ビットマスター

破産管財人弁護士 伊 藤 尚

同代理 弁護士 佐々木 英 人

同代理 弁護士 藤 松 文

同代理 弁護士 辛 川 力 太

同代理 弁護士 上 坂 望

目 次

第1	破産手続開始決定に至った事情	5
1	破産者について	5
2	設立以降の経緯	5
(1)	印鑑販売事業（昭和61年～）	6
(2)	浄水器販売事業（平成2年頃～）	6
(3)	かもめサービスの代理店事業（平成5年頃）	6
(4)	のぞみ共済事業（平成12年頃）	6
(5)	福利厚生サービス（安心生活ゆいの会）（平成19年6月～）	6
(6)	ビットコイン関連事業の開始（平成25年7月）	7
(7)	カナダBMの行う日本事業の譲受け（平成29年4月30日）	8
(8)	株式会社BME Xと資金決済法改正による影響	9
(9)	マイニング事業（平成29年後半～）	11
3	破産者の直近の事業概要	12
(1)	会員となることにより得られる利益	13
(2)	会員となるために支払う費用（破産者の収入）	16
(3)	資金の流れ	17
4	破産者の収益構造	17
(1)	比較損益計算書	17
(2)	比較貸借対照表	19
5	破産申立てに至る経緯	20
(1)	預かりビットコインの増加とマイニングの模索	20
(2)	税務調査	21
(3)	ビットコインの取出し不能事態の発生	22
(4)	火災の発生	22
(5)	預かりビットコインの数とビットコイン取得に必要な費用	23
(6)	破産申立て	25
第2	破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況	26
1	破産者の仮想通貨の保管・管理の状況	26

(1) 当初.....	26
(2) BME Xへの管理業務の委託	26
(3) BME Xへのビットコインの移転（貸付処理）	27
(4) BME Xにおけるビットコインの管理状況	27
(5) ビットコインの取出不能.....	31
(6) BME Xにおける調査の状況	32
(7) 破産管財人への引継ぎ	32
2 貸付金・出資金等	32
(1) 貸付金等の回収状況、回収目処.....	32
(2) 仮払金の回収状況、回収目処	40
(3) 株式.....	40
(4) その他出資金（信用金庫出資金を除く）	41
3 不動産.....	41
4 車両	42
5 保険金支払請求権	42
6 その他.....	42
(1) 動産類.....	42
(2) 信用金庫出資金	43
第3 これまでの破産管財人の活動の概要	43
1 開始決定後、これまでに破産管財人がなした業務の概要	43
(1) 現地確認等.....	43
(2) 火災についての警察との協議	43
(3) 問合せ窓口の設置と、債権者への破産手続開始決定通知等の発送.....	44
(4) 自動引落としに関する処理.....	44
(5) 仮想通貨の確保と換価	45
(6) パソコン端末等の保全・確保、情報収集.....	47
(7) 仮想通貨に関連する調査等.....	48
(8) 資金の流れの調査.....	48
(9) 貸付金・仮払金の回収	49
(10) その他の各種資産の換価.....	49

(11) 税務申告	49
2 破産管財人による調査の状況	49
(1) ビットコインの動きの調査	49
(2) パソコン等のフォレンジック調査	50
(3) 破産申立てに至る破産者の有するビットコインの数に関する調査	50
(4) 破産者が会員から取得した資金と仮想通貨の流れの整理	54
第4 破産財団の現状・今後破産管財人が行う業務・配当可能性について	57
1 破産財団の現在残高	57
2 破産者の負う債務	57
3 今後破産管財人が行う主な業務	58
4 配当可能性と今後の進行について	58
第5 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無	59

第1 破産手続開始決定に至った事情

1 破産者について

破産者は、昭和61年5月16日に設立された会社で、設立以来、印鑑の販売、浄水器の販売など、様々な事業を行ってきたが、申立ての直前には主に、ビットコインを用いた連鎖販売取引を行っていた。すなわち、破産者は、会員（パートナーと称していた）を募集し、その会員がさらに他の会員を募集して登録させると一定の利益（特定利益）を付与するというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大していく連鎖販売取引を行っており、付与される一定の利益の中に、金銭だけではなくビットコインが含まれていた点が本件の特徴である。

申立時における破産者の会社の概要は以下のとおりである。

商号	株式会社ビットマスター
本店所在地	鹿児島市薬師一丁目18番13号
会社設立	昭和61年5月16日
発行済株式総数	400株
株主	2名：西貴義（176株）、西美恵子（224株）
取締役	西貴義（代表取締役） 西美恵子
監査役	木下正人
事業年度	毎年3月1日～翌年2月末日

なお、破産者は、商号を複数回変更しており、その経緯は以下のとおりである。

- 当初……株式会社有徳社（現在存在する破産者の親密先である株式会社有徳社とは別法人）の商号で会社を設立、
- 平成22年8月4日……株式会社ユートクに商号変更、
- 平成29年5月1日……株式会社ビットマスターに商号変更した。

2 設立以降の経緯

以下では、設立から申立てに至るまでの間に、破産者が行ってきた事業の概要を

説明する。また、破産者の行う事業は、株式会社BME X（以下「BME X」という）との関連が強いため、BME X及び同社との関係について適宜説明を加える。

（1）印鑑販売事業（昭和61年～）

破産者は、昭和61年5月16日に設立され、もともと破産者の代表者である西貴義氏（以下「西氏」という）が個人事業で行っていた印鑑販売事業を法人化したものであった。印鑑販売事業は、規模は大きくないものの申立時まで継続して行われていた。

（2）浄水器販売事業（平成2年頃～）

その後、印鑑の販売が下火となったため、平成2年頃から、サンゴの化石を使った浄水器（蛇口につけるもの）の販売を開始した。浄水器販売事業は、規模は大きくないものの申立時まで継続して行われていた。

（3）かもめサービスの代理店事業（平成5年頃）

破産者は一時期、フォーバル総合研究所が提供していたかもめサービスという情報サービスを受けるための端末販売の代理店となって事業を行っていたが、代理店からは既に撤退している。

（4）のぞみ共済事業（平成12年頃）

西氏がNPO法人の全国障害者福祉援護協会の理事をしていた関係から、かもめサービスの代理店を辞めた後にのぞみ共済事業を立ち上げた。

これは、掛け捨て型共済サービスであったが、その後の保険業法の改正により、このような共済事業についても保険業法の規制が適用されることとなったため、平成18年に新規募集を終了した。

（5）福利厚生サービス（安心生活ゆいの会）（平成19年6月～）

その後、破産者は、福利厚生サービスを対象とする連鎖販売取引を開始した。安心生活ゆいの会という名称で会員を募集したところ、多くの申込みを受けて組織が拡大したため、福利厚生サービス事業を分離独立させる形で、平成20年7月に株

株式会社安心生活・ゆいの会（平成２２年に株式会社安心生活に商号変更。現在の株式会社有徳社）を設立した（同社を設立し、破産者の行う福利厚生サービス事業を事業譲渡した）。

安心生活ゆいの会の事業を譲渡した後、新たな福利厚生サービス（アルスサービス）を開始したが、会員はさほど集まらず、平成２４年には募集活動を停止した。

（６）ビットコイン関連事業の開始（平成２５年７月）

ア 破産者は、平成２５年７月に、カナダ法人であるビットマスターフィナンシャルリンク（以下「カナダBM」という）の日本における代理店となった。

イ カナダBMは、ビットコインを広めるため、ビットコインの両替機であるBTMの設置活動や、ビットコインで決済できる店舗の募集活動を行っていたが、破産者はもともと福利厚生サービスを提供していたため、カナダBMが行うビットコイン関連の普及活動を行う権利（デジタル通貨市場開拓及びインフラ整備事業の業務権利）に、福利厚生サービスの普及活動を行う権利を組入れて１つのパッケージとし、かかる権利を取得する代理店の募集活動を行った。

ウ これは、代理店（会員）を紹介することにより紹介者である代理店に手数料（「ボーナス」等と呼ばれていた）が入る連鎖販売取引で、手数料の一部がビットコインで支払われることとされていた。なお、そのパッケージに含まれる福利厚生サービスの提供は、カナダBMから破産者が委託を受け、破産者から前記の株式会社安心生活（現在の株式会社有徳社）に委託して行っていた。

エ 上記ビットコイン関連の普及活動を行う権利を取得した代理店（会員）の活動により、平成２６年７月に日本で最初のBTMが東京（六本木のダイニングバー、Pinkcow）に設置されたのを皮切りに、実際に次項記載の場所にBTMが設置された。

オ BTMの機械はBME Xがドイツメーカーから輸入し、同社が所有者として以下の場所に設置し、管理を行っていた。

もともと、後述のとおり、資金決済法の改正に伴う金融庁からの指導もあり、平成３０年１１月には全てのBTMが撤去された。

破産者によるB T Mの設置場所

No.	名称	住所
1	P i n k c o w	東京都港区赤坂 2 丁目 7-5 ブライトビル B1
2	中野コイントレーダー	東京都中野区中野 5-52-15 中野ブロードウェイ 1F
3	T w o d o g s	東京都港区六本木 3 丁目 15-24 アリエスビル 2F
4	a g a t o	茨城県つくば市二の宮 2 丁目 15-21
5	バージイン	千葉県成田市花崎町 538
6	ベープ	神奈川県横須賀市大滝町 1 丁目 6
7	ビットポイント	東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル
8	ビットコインマレッシュ	静岡県浜松市中区鍛冶町 1-43 山下ビル
9	山田明治療院	三重県松阪市京町一区 33-7
10	ジオフロントカフェ	愛媛県松山市湊町 4-10-8BE-FLAT B1
11	破産者本社（鹿児島）	鹿児島市薬師 1-18-13

(7) カナダBMの行う日本事業の譲受け（平成29年4月30日）

ア 平成29年4月30日、破産者はカナダBMより、日本におけるカナダBMの事業を譲り受けた。

イ カナダBMは、日本で活動しているにも関わらず、外国会社の登記をしていなかったため、外国会社の登記又は日本法人設立を行おうとしたところ、日本での事業活動の損益をカナダでの税務申告に入れていなかったことが判明し、これでは所得の帰属に問題が生じるとの指摘を受けたことをきっかけに、日本での事業を破産者が譲り受けることとなった。かかる事業の譲受けにより、破産者は、カナダBMの一代理店ではなく、本部として今までの事業を行うこととなった。

ウ この当時はビットコインの交換業に規制はなく、破産者は、カナダBMが行っていたビットコインの購入代行を引き継いで行っており、破産者が、購入希望者

に代わって購入したビットコインは、購入希望者から返還を求められるまでの間、破産者にて預かり管理していた。この事業は、破産者が交換業を廃止する平成29年9月頃まで行われていた（詳細は後述）。

（8）株式会社BME Xと資金決済法改正による影響

ア 株式会社BME Xの設立（平成26年5月13日）

上記カナダBMからの事業譲受けに先立ち、平成26年5月13日に、BME Xが設立された。その設立以降の経緯は以下のとおりである。

- 平成26年5月 カナダBMの代表者であるクリストファー・フィリアトロ一氏（破産者では「クリス」氏と呼ばれていたことから、以下では「クリス氏」と略称する）が株主となり設立された。代表取締役には、クリス氏の次男であるA氏¹が就任した。
- 平成27年1月 破産者の代表者である西貴義氏（西氏）及び破産者の従業員であった古里英文氏（以下「古里氏」という）が取締役に就任。
- 平成29年3月 古里氏が代表者に就任。
- 平成29年4月1日 クリス氏に代わって古里氏が100%株主となる。
- 平成29年6月 破産者代表者である西氏がBME Xの役員を辞任。

以上のとおり、破産手続開始決定当時、破産者とBME Xは、資本関係や役員の兼務はないが、業務上は、後述のとおり連携して業務を営んでおり、極めて近い関係にあった。

イ BME X設立の理由

破産者は、平成25年7月以降、カナダBMの日本代理店として日本におけるビットコインの普及活動を開始していたが、ビットコインを技術面でサポートする会社が必要と考え、BME Xを設立したという。

BME Xは、当初は、ビットコインの交換業と、そのためのシステム研究などを行うほか、破産者からB TMや決済店募集に関連する事務処理を受託していたが、同社には収入はなかったため、破産者から必要資金の貸付けを受けることにより事

¹ 個人への配慮等により、本報告書上、個人名を適宜匿名化して記載する場合がある。

業を行っていた。

その後、平成29年からは、BME Xは、破産者からビットコインの管理を受託するようになり、破産者から同社に委託料が支払われるようになった。

ウ 仮想通貨交換業への規制導入（平成28年5月）

この間、平成28年5月に、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）が改正され、ビットコインをはじめとする仮想通貨²の売買等を行う仮想通貨交換業者に対して登録制が導入された³。

そこで、BME Xでは、交換業を継続するために交換業登録申請を行うことが必要となり、ビットコインに関する技術や知識のある者が代表をした方がよいということで平成29年3月1日に古里氏が代表となった。

もっとも、BME Xは、上記法改正後のみなし業者（法改正前から交換業を行っていたが、法改正後の一定期間に登録しなければならない業者）の期間に、金融庁から、「法令等遵守や適正な業務運営を確保するための実効性のある経営管理態勢が不十分である」などとして2か月間の業務停止命令を受けたことなどから、交換業登録申請にあたっての事前相談の段階で金融庁から申請しても登録は認めないとされた。そのため、同社は、登録の申請をしないまま、平成31年1月18日をもって仮想通貨交換業を廃止した。

また、破産者も、同様に金融庁から、登録申請をしてもこれを認める見込みがないとされ、平成29年9月30日に交換業を廃止した。

エ 仮想通貨交換業への規制導入による事業への影響

上記交換業の規制に伴い、ビットコインの売買だけではなく、BTMの設置や決済店募集についても金融庁の規制が及んだため、交換業の登録のない破産者やBME Xはこれを設置できなくなり、平成30年11月には、BME Xにおいて前記の

² 令和2年5月1日施行の資金決済法及び金融商品取引法の改正法により、法律上は、「仮想通貨」という用語は「暗号資産」という用語に改正されているが、破産者の事業はこの改正法の施行前に行われていたものであるうえ、分かり易さの観点も踏まえて、本報告書では、従来の用語に従い「仮想通貨」という用語を用いることとする。

³ 平成29年4月施行。なお、施行日時点ですでに仮想通貨交換業を行っている者は、施行日から起算して6か月以内に登録申請を行えばよいこととされていた。

場所に設置していたB T Mをすべて撤去し回収した。

これに伴い、破産者が行う代理店募集事業のサービスの一つに含まれる「デジタル通貨市場開拓及びインフラ整備事業の業務権利」は実質的になくなり、これに関する会員への手数料の支払いはB T M事業の終了以降は行わないこととなった。

(9) マイニング事業（平成29年後半～）

破産者は、平成29年後半から、自らマイニング⁴によりビットコインを取得することを考えた。

すなわち、破産者の事業において、会員にボーナス等として引き渡す必要のあるビットコインは増加していった。他方で、ビットコインを売りたい人がいなければ市場からのビットコイン購入は難しく、またビットコインの値上がりにより、十分なビットコインの確保ができない状況となった。そこで、破産者は、自らマイニングによりビットコインを取得することを考えた。

ア マイニング会員の募集と自らのマイニング（平成30年2月～）

破産者は、平成30年2月より、自らマイニングを行うとともに、マイニング会員を募集する事業を開始した（会員数は1588名。上述した代理店募集事業とは別の会員募集である）。

破産者は、中国メーカーからマイニング機器1100台（1台につき約30万円との代金額が設定されていたが、実際の購入金額は後記「第2」「6」「(1)」のとおり193万1668米ドル⁵）を購入し⁶、カナダに拠点を置くDMGブロックチェーン・ソリューションズ社（以下「カナダDMG」という）の施設に設置してマ

⁴ マイニングとは、ビットコインなどの仮想通貨の取引承認に必要となる複雑な計算（コンピュータ演算）作業に協力し、その成功報酬として新規に発行された仮想通貨を得ることをいう。仮想通貨の取引においては、不正防止のため、「ブロックチェーン」と呼ばれる仕組みを用いている。これは過去の取引の記録を保存した取引台帳のようなものである。取引のたびにこの台帳の更新を行わなければならない。そのためには膨大な計算を行う必要があり、「マイナー」と呼ばれる人たちが、コンピュータでその計算処理を実行している。

⁵ 1ドル107円で概算すると、日本円にして約2億0668万円。当初設定された1台30万円の代金額に基づけば3億3000万円となるが、実際の購入金額がこれより低額になった理由として、マイニング機械はビットコインの相場に変動するところ、この頃ビットコインの相場が下落していたためであるとの説明を受けている。

⁶ なお、この購入契約の詳細等は後述する。

イニングを行った。

マイニング会員は、1人1口15万円で、マイニング機器1台につき2名(2口)の割当てで募集した。全体で2000口を募集したため、1100台のうち1000台から掘り当てられた分は会員に分配し、残りの100台から掘り当てられた分は破産者が取得することを考えていた(実際に募集できた会員は1588名、2億3820万円)。

しかし、破産者の説明によれば、その後カナダで大規模な水害が発生してマイニング機器の故障も相次いだため、十分に稼働させることができず、想定していたほどのビットコインは得られなかった。破産手続開始時点では、1100台のうち600台程度は稼働可能な状態にあったが、機器を稼働すると電気代がかかる反面、それに見合ったビットコインのマイニングができないことも多く、カナダDMGにおいて、稼働により利益が得られると判断すれば稼働するような状況であった。

イ 更なる高精度のマイニング方法の模索(平成29年8月～)

また、破産者は、高精度のパソコンチップを搭載したマイニング機器を用いてマイニングを行う方法を模索し、マイニング機器を開発する会社であるB社に投資することを計画した。しかし、B社からは、連鎖販売取引を行う破産者から投資を受けることはできないと言われた。

そこで、破産者は、株式会社24PICKS(以下「24PICKS」という)に株式購入資金等を貸し付け、同社がB社に投資等することとなった(24PICKSの設立の経緯などは後述する)。

しかし、破産者は、相当な額を24PICKSに貸付けたものの(24PICKSへの貸付額については後述)、その後24PICKSの投資先であるB社では、高性能のマイニングチップの開発には成功したものの、このチップを搭載した高性能のマイニング機器の発売まではたどり着いていないようである。

3 破産者の直近の事業概要

破産者が、平成29年4月にカナダ法人から事業譲渡を受けて以降、令和元年1月の破産申立て直前まで行っていた事業の概要は以下のとおりである。

破産者は、会員(代理店。パートナーと称していた)を募集し、その会員がさら

に他の会員を募集して登録させると一定の利益（特定利益）を付与するというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大していく連鎖販売取引を行っていた。本件の特徴は、付与される一定の利益の中に、金銭だけではなくビットコインが含まれていた点にある。以下、会員となることにより得られる利益と、会員となるために支払う費用（破産者の収入）に分けてその概要を説明する。

(1) 会員となることにより得られる利益

会員となることにより得られる利益は、会員として入会することにより得られる利益と、他の会員を募集することにより得られる利益に分けられる。概要は下表のとおりである。

ア 会員として入会することにより得られる利益	イ 他の会員を募集することにより得られる利益												
(ア) デジタル通貨マイウォレット製作 破産者のシステム内に個々の会員用ビットコインウォレットが作られ、このウォレットを破産者に管理してもらう利益。 (イ) デジタル通貨市場開拓及びインフラ整備事業の業務権利 会員がビットコイン用のATMである「BTM」の設置場所を探して紹介すると、破産者から会員に一定の紹介料が払われる。また、ビットコインで決済できる店舗を紹介すると、その店舗の売り上げから一定の紹介料が払われる。 (ウ) ジャパン(JAPAN)サービス ホテルやリゾート施設その他のサービスを会員割引で利用できるもので、さらに一定のサービスを利用すると、その利用についてビットコインがプレゼントされる。 (エ) 他の会員を募集することにより利益を得られる地位の取得 右記の列「イ」記載の利益。	(ア) 現金で受け取る利益 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="817 958 1034 1025">ファーストボーナス</td><td data-bbox="1040 958 1358 1025">会員を紹介すると紹介者に1万円が支払われる。</td></tr> <tr> <td data-bbox="817 1034 1034 1102">アドバイザーボーナス</td><td data-bbox="1040 1034 1358 1102">会員希望者への制度説明者及び会員登録作業支援者に3000円が支払われる。</td></tr> <tr> <td data-bbox="817 1111 1034 1178">ベーシックボーナス</td><td data-bbox="1040 1111 1358 1178">要件を満たした者に月々支払われる(基本報酬)。</td></tr> <tr> <td data-bbox="817 1187 1034 1254">リーダーマッチングボーナス</td><td data-bbox="1040 1187 1358 1254">要件を満たした者に月々支払われる。</td></tr> </table> (イ) ビットコインで受け取る利益 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="817 1285 1034 1352">プレゼン用ボーナス</td><td data-bbox="1040 1285 1358 1352">会員として登録された時に一定額のビットコインを付与。</td></tr> <tr> <td data-bbox="817 1361 1034 1473">シェアリングボーナス</td><td data-bbox="1040 1361 1358 1473">破産者の売上高の10%を毎月プールし、ビットコインに交換のうえ、3ヶ月に1回、会員のステータスに応じて一定のビットコインを付与。</td></tr> </table>	ファーストボーナス	会員を紹介すると紹介者に1万円が支払われる。	アドバイザーボーナス	会員希望者への制度説明者及び会員登録作業支援者に3000円が支払われる。	ベーシックボーナス	要件を満たした者に月々支払われる(基本報酬)。	リーダーマッチングボーナス	要件を満たした者に月々支払われる。	プレゼン用ボーナス	会員として登録された時に一定額のビットコインを付与。	シェアリングボーナス	破産者の売上高の10%を毎月プールし、ビットコインに交換のうえ、3ヶ月に1回、会員のステータスに応じて一定のビットコインを付与。
ファーストボーナス	会員を紹介すると紹介者に1万円が支払われる。												
アドバイザーボーナス	会員希望者への制度説明者及び会員登録作業支援者に3000円が支払われる。												
ベーシックボーナス	要件を満たした者に月々支払われる(基本報酬)。												
リーダーマッチングボーナス	要件を満たした者に月々支払われる。												
プレゼン用ボーナス	会員として登録された時に一定額のビットコインを付与。												
シェアリングボーナス	破産者の売上高の10%を毎月プールし、ビットコインに交換のうえ、3ヶ月に1回、会員のステータスに応じて一定のビットコインを付与。												

ア 会員として入会することにより得られる利益

会員になると、登録料と商品セット料を支払うことにより「取扱商品セット」に含まれる以下の権利や役務を受けることができる。

(ア) デジタル通貨マイウォレット製作

- 破産者のシステム内に会員の自分用ビットコインウォレットが作られ、その後このウォレットを破産者に管理してもらう利益（破産者は、外部の会社に

この会員システムの製作と管理を委託していた)。

(イ) デジタル通貨市場開拓及びインフラ整備事業の業務権利

- 会員がビットコイン用のATMである「BTM」の設置場所を探して紹介すると、破産者から会員に一定の紹介料が払われる。また、ビットコインで決済できる店舗を紹介すると、その店舗の売上げから一定の紹介料が払われる。
- ただし、上述のとおり、仮想通貨交換業に登録が必要になった後は、紹介料の付与は行われていない。

(ウ) ジャパン (JAPAN) サービス

- ホテルやリゾート施設その他のサービスを会員割引で利用できるもので、さらに一定のサービスを利用すると、その利用についてビットコインがプレゼントされる (このサービスは、全て外部の会社に委託して行っていた)。
- ジャパン (JAPAN) サービスに関しては、全て株式会社シュフリーという外部の会社に委託して行っていた。

(エ) 他の会員を募集することにより利益を得られる地位の取得 (次の「イ」記載の利益)

イ 他の会員を募集することにより得られる利益

会員が他の会員を募集すると、以下の利益 (特定利益) を得ることができる。この利益は、現金で受け取るものと、ビットコインで受け取るものとに分けられる。

(ア) 現金で受け取る利益

- ファーストボーナス、アドバイザーボーナス、ベーシックボーナス、リーダーマッチングボーナスがこれに該当する。

(イ) ビットコインで受け取る利益 (ただし、実際に自身の所有としてウォレットから引き出せるのは入会后 1 年を経過した後)

- プレゼン (リクルート活動) 用ボーナス…会員として登録された時に一定額のビットコインを付与
- シェアリングボーナス…破産者の売上高の 10 % を毎月プールし、ビットコインに交換のうえ、3 ヶ月に 1 回、会員のステータスに応じて一定のビットコインを付与
- これらのビットコインは、会員から、自身のウォレットへの送金を求められ

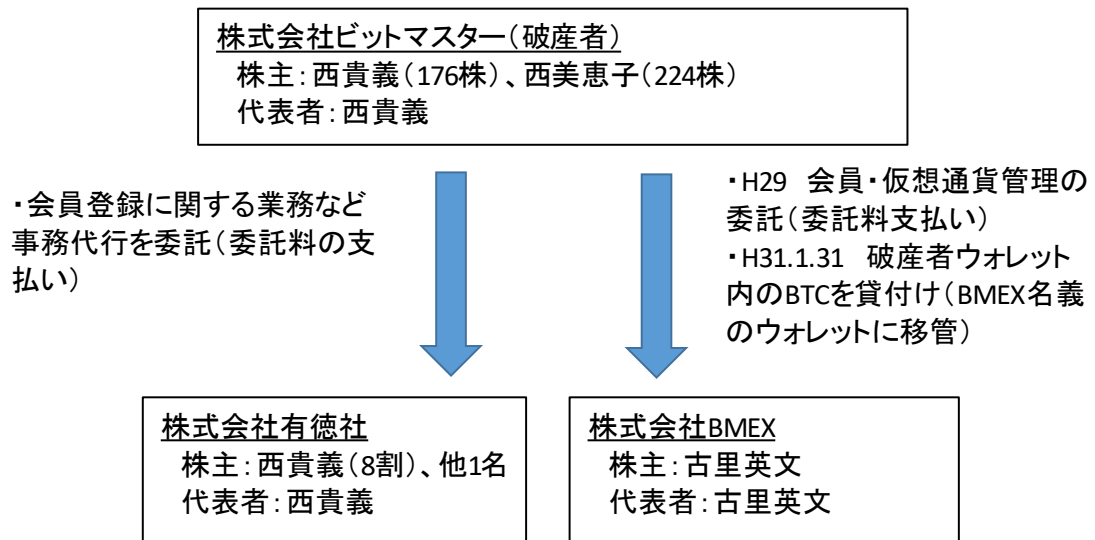
るまで、破産者のウォレットで管理されており、かかる破産者のウォレット内のビットコインの管理は全てBME Xに委託していた。

破産者は、平成30年9月、税務調査においてビットコインの管理方法について指摘を受けたことから、ビットコインの所有者と管理者を一致させる必要を感じ、平成31年1月31日、破産者の有するウォレット内のビットコインのほとんど(約3189.7135BTC⁷)をBME Xに移転した(破産者は、BME Xへの委託の仕方が中途半端であったと感じ、むしろBME Xに責任を持たせて月々の報告なども機敏に行わせるため、ウォレットの管理とビットコインの管理を一致させる必要があると考えたとのことである)。その際、ビットコインの預託ではなく、ビットコインの貸付け(消費貸借)という形が取られた。

以降、BME Xは、破産者のために、会員に対するビットコインの移転等(預かったものの返還)の業務を行い、その分は、破産者から借り入れた残高から返済として減らすという会計処理を行ってきた。

- なお、このときにBME Xのウォレットに移管しなかった端数とマイニングにより得られたビットコインが破産者のウォレットに残されており、これが破産管財人に引き継がれたとの説明を受けている。この点は後述する。
- また、破産者は、会員登録に関する業務は株式会社有徳社に委託し、同社に委託料を支払っていた。同社は、破産者と同じ場所での作業を行っていた。
- この有徳社という会社は、かつて破産者が同名を名乗っていたが、破産者とは別の会社である。破産時点で、破産者と同一の場所に存して活動をしている。同社の現在の株主は西氏を含む2名で、西氏が約8割の株式を保有している。
- 破産者と、BME X、有徳社の3社の関係を簡略に図示すると、以下のとおりである。

⁷ 以下、詳細なビットコインの数量が判明しているものについては、小数点以下第4位まで示すこととするが、分かりやすさの観点や、正確な数値が判明していないものが存在するため、「約」を付して整数表記している部分もある。



(2) 会員となるために支払う費用（破産者の収入）

破産者の会員になるためには、登録料と月々の商品セット料（1万2960円／月）の支払いが必要になる。

会員は、その種類により以下の3種に分けられる。

➤ ビジネスパートナー（BP）

…登録料6万4800円、月々の商品セット料1万2960円

➤ スペシャルパートナー（SP）

…登録料36万2000円、2年間の商品セット料は無料

➤ スペシャルシルバー（SS）

…登録料99万2000円。2年間の商品セット料は無料

※SPとSSの3年目以降は、商品セット料の月払い（1万2960円）か年払い（15万5000円）かを選択して更新可能。

	会員種別	支払う費用
1	ビジネスパートナー(BP)	登録料6万4800円、月々の商品セット料1万2960円
2	スペシャルパートナー(SP)	登録料36万2000円、2年間の商品セット料は無料
3	スペシャルシルバー(SS)	登録料99万2000円、2年間の商品セット料は無料

(3) 資金の流れ

破産者は、会員から支払われる上記収入から、

- 会員への各種ボーナス（現金とビットコイン）の支払い、
- 名簿管理を外注している株式会社リジョンへの会員システム管理料の支払い、
- ジャパンサービスの業務委託先である株式会社シュフリーへの支払い、
- ビットコインの管理業務委託先であるBME Xへの支払い、
- 会員登録管理業務の委託先である株式会社有徳社への支払い、
- 電話代行業務委託先である株式会社大阪エルシーセンターへの支払い、
- 説明会に関連する費用の支払い

などを行っていた。

また、破産者は、会員から支払われる収入の一部を、第三者への現金又はビットコインによる貸付けのために使用していた（貸付先や貸付額などについては後述）。

4 破産者の収益構造

(1) 比較損益計算書

破産者の直近3事業年度の損益計算書の状況は以下のとおりである。

	平成29年2月期	平成30年2月期	平成31年2月期
売上高	271,290,693	5,490,024,962	3,583,366,787
売上原価	14,477,347	4,017,014,597	2,713,156,382
売上総利益	256,813,346	1,473,010,365	870,210,405
販管費	201,411,965	596,748,549	599,866,687
営業利益	55,401,381	876,261,816	270,343,718
営業外収益	1,076,339	124,397,738	922,393,977
営業外費用			1,522,696,103
経常利益	56,477,720	1,000,659,554	△ 329,958,408
特別利益	901,442		
特別損失			
税引前当期純利益	57,379,162	1,000,659,554	△ 329,958,408
法人税等	18,780,100	383,208,300	294,000
当期純利益	38,599,062	617,451,254	△ 330,252,408

(単位：円)

いくつかの点を説明すると、以下のとおりである。

① 売上高について

- 平成29年2月期はカナダBMの代理店だった時期であり、その後平成29年4月にカナダBMの事業を譲り受けたために、平成30年2月期の売上などが増加している。
- 売上高の殆どが会員ビジネスによる売上（一部に印鑑関連などがある）であり、これは上記会員から支払われる収入である。

② 売上原価について

- 売上原価の殆どが会員支払手数料であり、これは上記「他の会員を募集することにより得られる利益」に記載する会員への各種ボーナスの支払いである。
- 平成31年2月期には、会員ビジネスを行うにあたり必要な外部への業務委託に係る費用が一部含まれている（なお、業務委託費の支払いの多くは以下に記載の販管費に含まれている）。

③ 販管費について

- 収入の一部は、販管費として、上記各種委託先への支払いに充てられている。

④ 営業外収益と営業外費用について

- 営業外収益と営業外費用は、主に会員から預かる仮想通貨の評価損益である。
- 平成31年2月期に約15億円の営業外費用が生じているのは、この時期はビットコインの価額が上昇基調にあり、会員にボーナスとしてビットコインを付与した際の価額（預りビットコインが発生したときの価額）よりも、会員が実際にビットコインを引き出す際の価額が上昇していることが多く、ビットコインを円換算した際に、その差額を営業外費用に計上している。

この点を説明すると、たとえば会員に1ビットコインを付与したとして、その時点でのビットコインの相場価格が30万円であった場合、そのビットコインを預かれば、破産者の帳簿上は円換算して30万円の預り金と記帳される。その後、これを会員に引き渡した時点でビットコインの相場が1ビットコイン100万円になっていた場合には、帳簿では円評価で記帳することになるので、1ビットコインの引出しは100万円の支払と記帳されることになる。そのため、当初の帳簿価格30万円との差額▲70万円が営業費用として計上され、これが販管費となる。

- さらに、平成31年1月31日に、破産者ウォレット内のビットコインをB

ME Xに貸し付けた際に、当時ビットコインの価額が以前よりも下落していたため、これを円換算して記帳する際に、ビットコインの取得時の価額と貸付時の価額の差額が帳簿上営業外費用に計上されている。

たとえば、かつて1ビットコインを50万円で取得した場合、円建ての帳簿上はその評価が50万円と記帳されているが、後日これをBME Xに貸し付けた際に1ビットコインの相場が30万円になっていた場合、50万円の価値があったものが30万円の貸付債権に代わることになるため、その差額の20万円を営業外費用に計上したという。

⑤ 特別利益について

- 平成29年2月期の特別利益は、車両2台の売却益である。

(2) 比較貸借対照表

破産者の直近3事業年度の貸借対照表の状況は以下のとおりである。

科目	H29.2月期	H30.2月期	H31.2月期	科目	H29.2月期	H30.2月期	H31.2月期
【流動資産】	85,999,162	7,717,672,557	5,768,232,428	【流動負債】	36,549,065	7,323,969,782	6,627,031,570
現金及び預金	65,134,180	3,198,418,753	290,224,656	買掛金	86,229	134,805	183,687
有価証券		75,924,950	75,924,950	短期借入金	4,234,943	510,000	810,000
商品	6,431,694	8,057,548	7,349,853	未払金		227,426,176	1,293,923
短期貸付金		3,714,222,761	5,160,686,949	未払費用	2,499,560	309,463,442	232,092,275
立替金	1,268,252	5,075,864	2,606,450	仮受金	6,186,841	184,808,415	17,692,785
未収入金	1,765,383	185,240,596	157,803,919	預り金	413,192	6,227,383,144	6,336,156,800
仮払金	11,371,973	486,199,052	73,349,341	未払法人税等	18,780,100	374,243,800	91,300
前払費用	27,680	27,680	264,860	仮受消費税等	4,348,200		38,710,800
預け金		51,450	21,450				
仮払消費税等		44,453,903					
【固定資産】	7,159,091	290,357,667	1,212,607,176	負債の部計	36,549,065	7,323,969,782	6,627,031,570
建物付属設備			1,936,645				
構築物		929,584	832,584				
車両運搬具	2,293,634	2,878,403	1,919,896				
什器備品	15						
工具・器具		15	628,059				
土地		35,251,601	35,251,601				
建設仮勘定			1,570,000				
電話加入権	696,470	696,470	696,470				
ソフトウェア		3,411,853	3,723,815	【純資産の部】			
営業権		242,396,769	149,083,885	資本金	10,000,000	20,000,000	20,000,000
出資金	1,020,000	1,020,000	1,020,000	利益剰余金	46,609,188	664,060,442	333,808,034
長期貸付金	1,000,000	1,600,000	1,013,721,498				
敷金	1,400,000	1,400,000	1,400,000				
保険積立金	728,972	752,972	802,723				
保証金	20,000	20,000	20,000	純資産の部計	56,609,188	684,060,442	353,808,034
資産の部計	93,158,253	8,008,030,224	6,980,839,604	負債・純資産の部計	93,158,253	8,008,030,224	6,980,839,604

(単位：円)

いくつかの点について説明すると以下のとおりである。

① 長期貸付金について

- 平成31年2月期に増加している長期貸付金は、前記の通り、税務調査での

指摘を受け、平成31年1月31日に、破産者ウォレット内のビットコインをBME Xに貸し付ける形でBME X名義のウォレットに移管したことによるBME Xへの貸付金である。

② 短期貸付金について

- 破産者が手元資金を第三者に貸し付けたものであり、破産後、破産管財人において回収活動を始めている（詳細は後述）。

③ 預り金について

- 「預り金」の中の主なものは、会員からのビットコイン預り分を円評価したものである。評価方法は、ビットコインの各購入時における単価（レート）を平均し、期末時点における平均単価を、預かりビットコインの数に乗じて計算している。

5 破産申立てに至る経緯

(1) 預かりビットコインの増加とマイニングの模索

ア 破産者においては、上述のとおり、会員にボーナス等として引き渡す必要のあるビットコイン（預かりビットコイン）は増えていき、預かりビットコインが、破産者が確保したビットコイン（BME X等にて管理しているものを含む）では賄えずに、新たにビットコインを取得する必要が生じた。

イ しかし、ビットコインを売りたい人がいなければ市場からのビットコイン購入は難しいうえ、平成29年8月頃には、ビットコインのレートが上昇しており、ビットコインを購入する形で取得することは困難な状況であった。詳しくは後述のとおりである。

ウ そこで破産者は、マイニング（ビットコインの掘削）を行うことで、新たなビットコインを取得することを考え、高性能のマイニング機器でマイニングを行う方法を模索した。

エ 破産者は、このような発想から、前述のとおり、マイニング機器の開発会社であるB社(前記「2」「(9)」「イ」)に投資することを計画した。しかし、B社からは、連鎖販売取引を行う破産者から投資を受けることはできないと言われたため、24PICKSに資金を貸し付け、同社がB社に投資等することとなった。

オ 24PICKSは、株式会社Blockchain Intelligence

e Group Japanとの商号で、平成29年4月に、カナダBMのクリス氏が中心となり立ち上げた会社であったが⁸、その後事業を他に移管して、当時事業を営んでいなかった。

カ しかしながら、24PICKSの投資先であるB社では、マイニング用チップの開発には成功したものの、このチップを搭載した高性能のマイニング機器の発売まではたどり着いていない。

(2) 税務調査

ア 他方で、平成31年に入りビットコインの価格が下落し始めたので、破産者は、手持ち資金によるビットコインの追加購入を計画した。

イ しかしながら、破産者では、平成30年の秋から受けていた財務調査で約3億2000万円の追徴税金の納付義務が生じ、平成31年3月にその納税を行ったため、結果的に手元資金はさらに減り、かかる計画を実現させることができなかった。

なお、追徴税金が生じた理由は大きく分けて以下の2点である。

① カナダBM代理店時代の日本での売上を破産者の売上と認定された（過去5期分の合計で約26億1800万円）。ただし、カナダBM時代の経費が認容されたため、認定された売上との差額分の収益（約3億2800万円）に対する税金（本税及び重加算税）が課せられた。

② 概算計算で経費を計上していたのを否認された。

預かりビットコインの管理にかかる評価損について、具体的な増減の根拠をもとにビットコインの減少数に基づいて実際に発生した評価損を控除すべきところ、これをビットコインの減少数に応じた概算計算により評価損処理していたところ、この処理が否認された（約3億8500万円）。

⁸ 24PICKSの株主は、平成29年4月の設立当初は、クリス氏（500株）、C氏（200株）、西美恵子氏（100株）の3名であった。平成29年9月に、社長がクリス氏からD氏に変わり、その際に株主は、D氏（600株）とC氏（200株）の2名となった。その後、平成30年1月30日に、社長がD氏からE氏に変わった際に、株主はE氏（800株）1名となり、現在に至っている。

(3) ビットコインの取出し不能事態の発生

BME Xでは、同社が破産者から借り入れて管理していた会員用の預かりビットコインを引き出すために必要なP I Nコードと、万一このP I Nコードがわからなくなった場合に備えてバックアップとして利用する「復活コード」を紙に記載して、この文書をこのパソコンに記憶させていたが、令和元年8月下旬に生じたパソコンの不具合後これが判読できなくなり、そのため、同社管理の1 8 0 0 B T Cを超えるビットコイン(このうち破産者から借り入れた形になっているビットコインは約1 6 5 1 B T C。詳細は後記「第2」「1」「(5)」参照)が取り出せない状況となった。

そこで、破産者は、専門業者2社に、破産者従業員らが使用していたパソコンのフォレンジック(パソコン内部の調査)とP I Nコードが記載されたファイルの復元を依頼したが、対象となるファイルは確認することができなかった(この関係は後述する)。

(4) 火災の発生

さらに、令和元年8月27日、破産者の本社ビルで火災が発生し、同じビルに入居していたBME Xの管理するパソコンが故障した(ただし、上記のとおり、この直前からこのパソコンには不具合が出ていたとのことであり、詳細はなお調査中である)。



火災の現場写真

(5) 預かりビットコインの数とビットコイン取得に必要な費用

破産者が会員から預かって返還義務を負っているビットコインは、破産申立て時点で総計約12402.6357BTCとされ、これを破産申立日である令和元年11月22日時点のレート（1BTC＝81万2700円）で換算すると、約101億円となる。

他方で、破産者は、保有（ないし確保していた）ビットコインのうち、

- 約1868.4584BTC⁹をBME Xに預けないし貸し付け、
- 約3700.0000BTCを24PICKSに貸し付け、
- 約177.6770BTCをF氏に貸し付け、
- 手元に約63.0639BTCを保管している状況で、

これらを合計すると約5809.1993BTCになる。

⁹ 1868.4584BTCには、後述のBME Xに預けた会員からの預かりビットコインの他に、別途BME Xの事業資金のために破産者が同社に貸し付けたビットコイン等が含まれる。

	BTC 個数	参考残高 (円)	備考
①預かり BTC	12402.6357	100 億 7962 万円	マイニング分含む
保有 BTC	1868.4584	15 億 1849 万円	BMEX 貸付け
同	3700.0000	30 億 0699 万円	24PICKS 貸付け
同	177.6770	1 億 4439 万円	F 氏貸付け
同	63.0639	5125 万円	手元保管
②保有 BTC 合計	5809.1993	47 億 2113 万円	
差額 (① - ②)	6593.4364	53 億 5848 万円	不足分

※1BTC＝81万2700円で換算

※上記は概算の数字である。

上記によれば、破産者が保有し又は貸し付けたビットコインの合計は、破産者が会員から預かって返還義務を負っているビットコインに対して約6593BTC不足する。そして、これを破産申立日である令和元年11月22日時点のレート(1BTC＝81万2700円)で換算すると約53億円となるから、当該不足分を取得するためには約53億円が必要となる。しかし破産者には、それだけの資金は手元にはない。

ビットコインの価格が上昇したために、会員に返還する義務に見合う数のビットコインが調達できなくなった、との破産者の説明は、このことを示す。

もともと、破産者は、BMEXに預けたビットコイン(約15億円分)があれば、当面の会員からの返還要求には対応できるとも考えたが、上述のとおり、BMEXが管理している会員用の預かりビットコインを引き出すために必要なPINコードが、火災の故か、当該コードを保存していたパソコンの損傷により判読できなくなり、同社管理のビットコインが取り出せない状況となった。

かかる事態を受け、破産者は、専門業者2社に、パソコンのフォレンジックとPINコードが記載されたファイルの復元を依頼したが、令和元年10月10日に、1社から、対象となるファイルは確認されなかった旨の報告書が提出され、さらにもう1社からも、同年11月18日に同趣旨のレポートが提出された。これにより、PINコードが判明しないため、BMEXに預けていたビットコインを容易には取り出せない可能性が高くなり、会員からのビットコインの返還要求には応えられな

い状況となったため、破産者は破産申立てを行うに至った。

(6) 破産申立て

破産者は、当初、破産者の本店所在地である鹿児島地方裁判所への破産申立てを検討したが、債権者である会員数が2万人超と多いことや、仮想通貨という特殊な資産が絡み、その資産の行方を追うにはより専門的な知見が必要となるところ、そのような知見は東京により多く集積しているという観点などから、鹿児島地方裁判所とも相談の結果、東京地方裁判所に申立てを行うこととなった。なお、破産事件については、破産法において、本社所在地の鹿児島地方裁判所のほかに、債権者数が1000人以上の場合には東京地方裁判所も併せて管轄権を有することとされている。

破産者は、令和元年11月22日、上記の管轄規定に基づき、東京地方裁判所に破産手続開始申立てを行い、同日開始決定がなされ、それまで破産者に縁がない、第三者たる弁護士の当職が、裁判所より破産管財人に選任された。

当職は、本件について、裁判所の許可を得て、弁護士4名を破産管財人代理に選任し、以降、当職を含め合計5名の弁護士にて破産管財人チームを組み、さらに事務所内の複数の事務局所員らの助力を得て、本件の処理にあたっている。

また、さまざまな調査その他の活動については、公認会計士兼税理士、社会保険労務士、仮想通貨の専門家、IT関係の調査に関する専門家、多数の名簿のデジタル処理と管理に関する専門家らに業務を委託して、破産管財業務を遂行している。

第2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況

1 破産者の仮想通貨の保管・管理の状況

(1) 当初

破産者は、当初、保有するビットコイン等の仮想通貨（ビットコイン、ビットコインキャッシュ等であるが、以下では、代表例であるビットコインと称して説明する）を、ペーパーウォレット¹⁰により保管していた。

(2) BME Xへの管理業務の委託

破産者は、前述のとおり、平成29年8月、会員から預かったビットコインの管理をBME Xに委託した。

その時点で、破産者は、約9450BTCのビットコインを保有していたが、平成29年8月にあったビットコインのハードフォーク¹¹の際に、その全てを、当時仮想通貨の取引所を事業として営んでいたBME Xの保有する口座に移転して管理させることとした。

BME Xは、破産者の保有するビットコインを、破産者の会員のために預かり、そのウォレットを管理し、会員から自身のウォレットへの移転を求められるとその処理を行うなどの業務をしていた。この時点では、ビットコインは破産者の保有であり、BME Xはこれを預かって管理しているという理解であった。BME Xにおいては、会員への払戻し等により徐々にその数は減った（後記「(4)」「エ」参照）。

また、これとは別途、破産者は、会員への払戻しのために必要になるビットコインを外部からの買付けにより調達しており、買い付けたビットコインは、後に説明するレジャーナノという端末を用いて管理していた（別紙1の「レジャーナノ①」ないし「④」）。

¹⁰ ネットワークに接続されない形で仮想通貨を保管する方法であり、具体的には、仮想通貨にアクセスするための秘密鍵を紙面上に印刷して保管がなされる。ネットワークに接続されていないため、ハッキング等のリスクは少ないが、利便性は劣ると言われる。

¹¹ ビットコインを記録するブロックチェーンの仕様変更であり、既存の仮想通貨から新たな仮想通貨が派生することを言う。平成29年8月には、ビットコインからビットコインキャッシュが派生した。

(3) BME Xへのビットコインの移転（貸付処理）

平成30年9月、破産者に税務署の税務調査が入り、破産者はその際、ビットコインの管理の不備を指摘された。そのため、破産者は、ビットコインをBME Xの保有とし、保有と管理を一体とした責任を持った管理体制を確立するとの意図のもと、平成31年1月末に、その時点で保有するビットコインのほぼ全数にあたる3189.7136BTCを、BME X名義で保有する以下で説明するウォレットに移転し、経理上は貸付けの形で処理した。

(4) BME Xにおけるビットコインの管理状況

ア BME Xの利用していたウォレットの説明

BME Xでは、破産者から移転を受けたビットコインを、BME X名義のウォレットに保管した。ウォレットとは、秘密鍵を記録するシステムである。

BME Xの利用していたウォレットは、大きく分けるとハードウェアウォレットとソフトウェアウォレットとの2種類に分類される。

イ ハードウェアウォレット

(ア) このうち、ハードウェアウォレットは、一般にはUSBメモリ様の形を取り、これをコンピュータ等のUSBポートに差し込み操作を行うことで、その内部に記録された秘密鍵を用いて自身が保有する仮想通貨の取引をすることが可能となる。

(イ) レジャーナノ端末とPINコード

破産者もBME Xも、ハードウェアウォレットとして、レジャーナノ社製造にかかる端末を使用していた（以下「レジャーナノ端末」という）。

この端末を用いてビットコインの取引や残高確認を行うためには、これをコンピュータのUSBポートに差し込み、所定のウェブサイトで得た数字8桁のPINコードを入力する必要がある。

ウ ソフトウェアウォレット

(ア) ソフトウェアウォレットとは

次に、ソフトウェアウォレットとは、ハードウェアウォレットのような特定の端

末上に秘密鍵を記録し保管するものではなく、外部のウォレット運営会社が作成して展開するサービスを通じてネットワーク上で管理するものである。

仮想通貨にアクセスするためには、ウォレットの運営会社のウェブサイトでログインIDとパスワード等の情報を入力するか、スマートフォンにインストールした運営会社発行のアプリを通じてログインすることが必要となる。

(イ) BME Xの利用していたソフトウェアウォレット

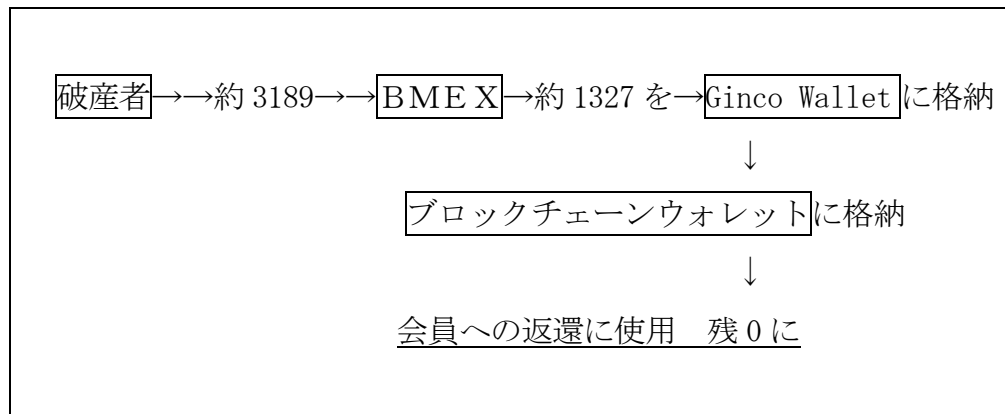
ソフトウェアウォレットとしては、現在様々なサービスが展開されているが、これらのうち、破産者は、ブロックチェーンウォレット、G i n c oウォレットというソフトウェアウォレットを使用していた。

エ BME Xにおけるビットコインの返還等（約1327BTC）

BME Xは、前記のとおり、平成31年1月末、破産者から、約3189BTCの移転を受けた（別紙1の(i)。以下適宜別紙1を用いて破産者及びBME Xにおけるビットコインの管理ないし移転の経緯について説明する）。

前記「第1」「3」「(1)」「イ」で説明したとおり、破産者は会員に対して一定のビットコインを付与し、会員より払戻しの請求を受けるまでは、自身が管理するウォレットに保管していたところ、破産者とBME X間の業務委託契約において、BME Xは、破産者から受け取ったビットコインを、会員に対して（破産者の名で）払い戻す業務を行うこととされており、BME Xはこの業務を行うことにより、その保有（保管）するビットコイン数は次第に減少した。

BME Xは、上述した約3189BTCのうち1327.1687BTCについて、日々の取扱いのため、BME X名義のソフトウェアウォレットであるG i n c oウォレットに移転した（別紙1の(iv)）。そして、このビットコインは、小口で必要な都度、別のソフトウェアウォレットであるブロックチェーンウォレットに移転された上、会員への払戻しに充てられた。その結果、BME Xにおいて、この約1327BTCは、破産者の本件破産手続開始申立て時点において、その残高はゼロとなった。

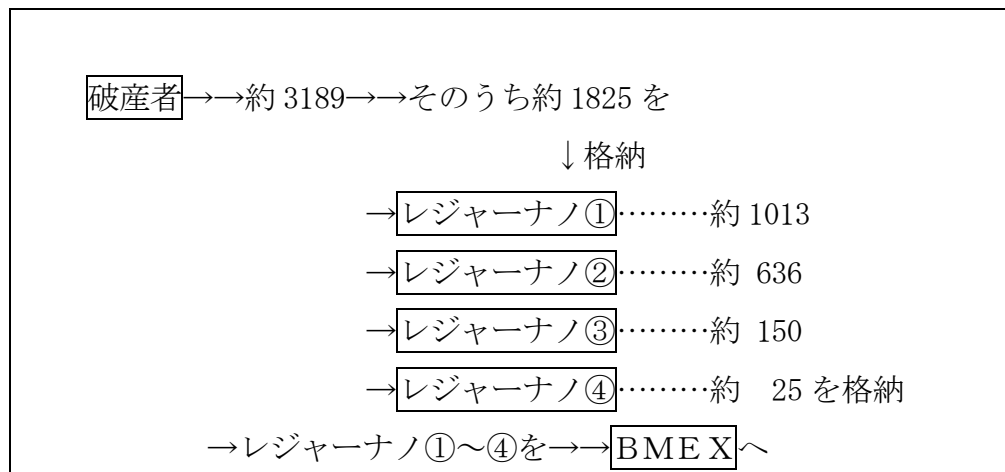


オ レジャーナノ端末への移動（約 1 8 2 5 B T C）

この際、平成 3 1 年 1 月 3 1 日、BME X は、上述のとおり破産者からビットコインの移転を受けるにあたり、破産者が外部から買い付けたビットコインを保管していた 4 本のレジャーナノについても移転を受け、管理を任されることとなった。同日時点での各レジャーナノにおけるビットコインの残高は、それぞれ、

- ① 1 0 1 3 . 6 3 5 3 B T C
- ② 6 3 6 . 4 5 8 0 B T C
- ③ 約 1 5 0 B T C、
- ④ 約 2 5 B T C¹²

であった（別紙 1 の(i)）。

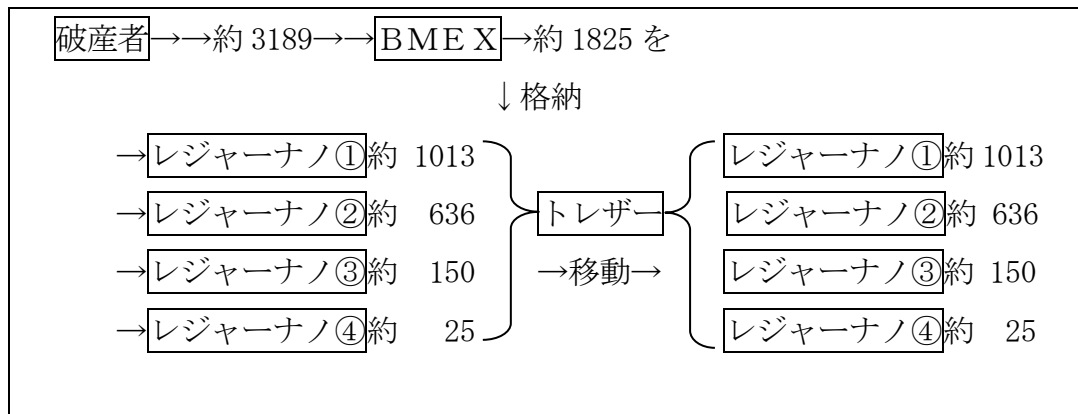


¹² ③と④の正確な B T C 数は不明である。

カ レジャーナノ端末の再整理

BME X関係者の説明によると、その後、平成31年4月17日に、BME Xの管理するビットコインの管理と処理に当たっていたBME Xの従業員は、各レジャーナノ端末の整理のため、全てのレジャーナノ端末を一旦リセットして、内部にあるビットコインの情報を整理して入れ直すことを企図した。

同人は、上記①から④のレジャーナノ端末で管理していたビットコインを、いったん全てトレザーという別のハードウェアウォレット（以下「トレザー端末」という）に移転し、各レジャーナノ端末をリセットした後に、再びビットコインに関する情報を、もとの①から④の4つのレジャーナノ端末へ戻したという¹³。

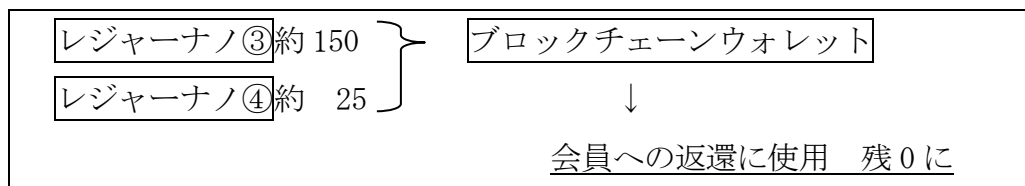


キ ③と④のレジャーナノ端末

その後、当該従業員は、上記のうちの③と④のレジャーナノ端末2本について、令和元年6月頃、その合計残高約175BTCを、ソフトウェアウォレットであるブロックチェーンウォレットに移動し、会員への払戻しに充てていたという（別紙1の(ii)）。このようにソフトウェアウォレットに移動したのは、ハードウェアウォレットだとセキュリティが頑強であるが、逆に利便性が劣り、会員への日常の払戻し・移転等の業務にはハードウェアウォレットだと煩瑣であったためという。

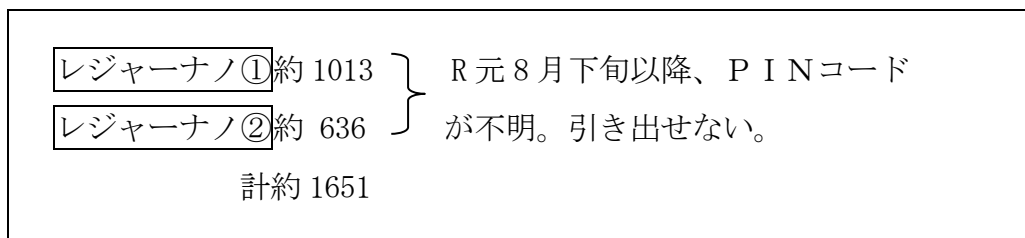
その結果、③と④のウォレットには、破産手続開始決定時点において残高はなくなった。

¹³ ただし、現在、破産管財人は専門業者に依頼してBTCの移動経過の分析を進めているが、トレザー端末への移転と、トレザー端末からレジャーナノへの移転の証跡は、今の時点で確認できていない。上記の経緯については、なお調査を継続中である。



ク ①と②のレジャーナノ端末

他方、当該従業員及びBME Xの説明によると、残る①と②の2本（合計約1651BTC）については、後記「(5)」のとおり、これ进行操作するためのPINコードが紛失しており、破産手続開始決定時点でビットコインが取出不能となっている（別紙1の(ii)）。そのため、破産管財人は、現在その調査を進めている。



※ 小数点以下の端数の関係で、整数値表示の合計とは一致していない。

(5) ビットコインの取出不能

前記のとおり、破産者がBME Xに預けていたビットコインのうち、①と②のレジャーナノ端末2本に情報が格納されていた合計約1651BTCについては、令和元年8月下旬以降、取出しが不能な状況となっている。

この経緯について、BME X関係者によると、レジャーナノ端末に秘密鍵が格納されたビットコインにアクセスするために必要なPINコードをスキャンしてパソコンに保存していたが、令和元年8月下旬、破産者の事業所付近で落雷があり、それを契機に当該データが保存されたパソコンが故障し、動かなくなってしまったという。

更に、同月27日未明、破産者の事業所があるビルの3階で火災が発生した。BME Xの事業所は、破産者の事業所と同じ建物の、火災のあった3階の上の4階にあり、そこは焼失は免れたが、以降パソコンは立ち上がらず、データの復旧はできていない。BME Xは、消火活動に際して漏電等の影響があった可能性があるのではないかと述べている。なお、火災原因は不明であり、警察は放火の疑いを指摘し

ているが、いまだ警察や消防による確定はされていない。

(6) BME Xにおける調査の状況

BME Xは、上記ビットコインの管理の任に当たっていた従業員の使用していたデスクトップパソコンをフォレンジック業者に解析させ、バックアップデータからの復旧によりP I Nコード等の記載された紙をスキャンしたデータの復元を試みたものの、そのようなデータは残っておらず、調査は奏功しなかった。また、アクセスログの解析等を通じ、かかるデータの存在の痕跡を追ったものの、確認できなかった。

(7) 破産管財人への引継ぎ

破産手続開始決定直後、破産管財人は、破産者がその時点で保有していたビットコインとして、約62.5821BTCを、破産管財人名義で新たに開設したブロックチェーンウォレットに引き継いだ。このビットコインは、破産者が管理していたソフトウェアウォレットであるブロックチェーンウォレットに存したもののことである。

2 貸付金・出資金等

(1) 貸付金等の回収状況、回収目処

破産者が貸付けを行った債務者並びにそれぞれに対して有する債権の金額は、以下の表のとおりである。

【貸付けを行った債務者及び貸付金額】

No.	債務者の名称	債権金額（円） ¹⁴
1	BME X	1,587,112,956
2	24PICKS	4,651,650,000

¹⁴ BTCで貸し付けた場合の債権金額については、破産申立日である令和元年11月22日時点のレート（1BTC＝81万2700円）による円換算を行った。

なお、BME Xに対する貸付には、前述のビットコインによる貸付けのほかに、現金や他の仮想通貨による貸付けがあるため、上記の数値は前記「第1」「5」「(5)」記載の数値より多い。

3	F	175,499,066
4	クリストファー・フィリアトロー	108,461,928 (460 万株 ¹⁵)
5	G	50,673,576
6	H	50,150,000
7	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000
8	Q	10,000,000
9	D	7,000,000
10	西美恵子	5,000,000
11	I	5,000,000
12	J	2,340,000
13	K	1,351,723
14	L	547,050
15	M	500,000
16	N	150,000
17	O	99,358
18	P	99,358

破産管財人は、破産者が帳簿上請求権を計上し、返還請求権を有すると破産申立書に記載していた上記の相手方 18 名に対し、支払を催告する書面を送付し、各々回収作業に着手した。

これまでに（この報告書の原稿の作成時点である令和 2 年 8 月 6 日時点で）、このうち 1 名（10. 西美恵子氏）については全額の回収が完了しており、現金 500 万円を財団に組み入れた。

残る 17 名の各債務者と債権の内容については、概要以下のとおりである。合理的な理由なく支払いを拒んでいる者については、請求権の成立に関する証拠を確認したうえで、訴訟提起を準備中である。

¹⁵ 申立時点ではクリス氏に対する全ての債権が貸付金として計上されていたが、調査によると、一部が貸付金ではなく、破産者が購入資金を出資し、現在クリス氏の名義となっているカナダDMG株式 460 万株の返還請求権であることが判明した（詳細は後記「エ」参照）。

ア BME X

破産者からBME Xに対しては、平成29年5月から令和元年10月にかけて、計15回にわたり、

- ① 現金6750万円、
- ② 3490.7135BTC、
- ③ 50ETH（仮想通貨・イーサリアム）、
- ④ 50LTC（仮想通貨・ライトコイン）

を貸し付けた。

そのうち一部のビットコインについては返還を受けており、申立時点の債務残高は、

- ① 現金6750万円、
- ② 1868.4584BTC、
- ③ 50ETH、
- ④ 50LTC、

日本円に換算して合計15億8711万2956円である¹⁶。

内訳として、

- ① 現金による貸付けは、BME Xが資金繰りに窮していたため、事業資金として貸し付けたものである。
- ② ビットコインについては、主に、破産者に税務調査が入った際にビットコインの管理の不備が指摘されたため、BME Xにビットコインの管理だけでなくウォレットの管理も行わせることとして貸し付けたものである。

ビットコインについては、その他に、破産者からBME Xの事業資金として同社に貸し付けたものと、さらに、BME Xの元社員であるF氏（後記「ウ」）が、破産者からF氏に対して貸し付けたビットコインをBME Xに返還していたことが判明し（なぜ同社に返還したのか明らかではない）、これにより、

¹⁶ 各仮想通貨のレートは、破産申立日である令和元年11月22日時点のレート（1BTC＝81万2700円、1ETH＝1万6958.5円、1LTC＝5377.8円）を基準としているため、貸付当時のレートや貸付時の年度末の評価損を基準とした金額とは異なる。以下同様。

破産者からBME Xにはその分のビットコインの返還請求権が成り立つため、これを加算している。

- ③及び④ イーサリアムとライトコインについては、BME Xが仮想通貨交換業の登録申請を行うに際し、仮想通貨を保有することを必要としていたことから貸し付けたものである。

イ 24PICKS

- (ア) 破産者から24PICKSに対し、現金16億4466万円、3700BTC、日本円に換算して計46億5165万円を貸し付けている。
- (イ) 当該貸付金は、事業資金として、24PICKSがマイニング機器用のチップを購入するため、また、24PICKSがB社の株式を取得するための費用として貸し付けたものである。
- (ウ) 上述したように、24PICKSへの貸付金の多くは、同社からB社への投資に使用されている。したがって、貸付金の回収見込みは、24PICKSが保有するB社株式がいくらで売却できるかに依拠している。
- (エ) しかし、B社は非上場のため、同株式を市場で換価することは困難であり、現在（令和2年8月6日時点）この株式をどう換価し、その換価代金をどのように24PICKSから回収するかを24PICKS、B社と協議している。

ウ F氏

F氏はBME Xの元従業員であり、破産者は同氏に177.677BTC、1028.4BCH（仮想通貨・ビットコインキャッシュ）、日本円に換算して合計1億6894万1892円を貸し付けている。

さらに現金を貸し付けており、現金の貸付けについては、申立書では金855万7174円の貸付残高があるとされていたが、その後の調査により、残高は金655万7174円であることが判明している。

同氏に関しては、貸付けの経緯なども含め調査中である。

エ クリストファー・フィリアトロ氏（クリス氏）

クリス氏は破産者がカナダBMの日本における代理店として仮想通貨事業を始

めた当時のカナダBMの元代表者であり、破産者からクリス氏に対しては合計1億4377万0244円の貸付金が計上されていた。内訳及び詳細は、以下の①から④のとおりである。

① カナダDMGの1回目の株式購入代金

平成29年6月22日付けで2530万8316円の貸付金が計上されているが、破産者への聴き取りによって、当該債権は貸付金ではないことが判明した。

すなわち、破産者がカナダDMGに出資金として約7500万円分のビットコイン（約1087.75BTC）を送金した際にカナダDMGから西氏、古里氏、クリス氏の名義で各300万株の株式の付与を受けた。この手続をしたクリス氏が個人名義としたとのことであるが、なぜ個人名義となったのかについて、合理的な説明はされていない。破産者が資金を拠出しているため、たとえ個人名義とされていたとしても、これらの株式は破産者の財産となる。

そこで、破産管財人から、西氏と古里氏に対して、この株式の返還又は売却代金の財団への入金を求めており、西氏及び古里氏からは、それぞれの名義の当該DMG株式又はその売却代金が破産管財人に対して返還される予定である。同様に、クリス氏に対しても、株式300万株の返還請求（名義書換請求）を行っているが、解決は未了である。

② カナダDMGの2回目の株式購入代金

2017年7月17日付けで1億0380万7182円の貸付金が計上されているが、上記①と同様、破産者がカナダDMGに出資金として約1億5500万円のビットコイン（約552BTC）を送金した際に、カナダDMGから、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株の株式の付与を受けた。破産者が資金を拠出しているため、たとえ個人名義とされていたとしても、これらの株式は破産者の財産となる。そこで、上記と同様、破産管財人は3氏に対して株式の返還又は名義書換を求めており、西氏と古里氏はこれに応ずる意向を示しているが、クリス氏に対しては解決未了である。

③ 1000万円の貸付金（仮払金）

破産者からの聴取によると、2016年10月、カナダBMからクリス氏に1000万円が仮払いされた。その後、破産者は、カナダBMの事業を譲り受けた際、この仮払金の返還請求権も含めて譲渡を受けたため、クリス氏に対し1000万円

の返還請求権がある。破産管財人はその請求をしているが、解決未了である。

④ BME Xに対する債務を立替払いした仮払金

BME Xがクリス氏に対して有していた465万4746円の仮払金債権について、破産者が立替払いを行ったものである。当該債務について、破産管財人は返還を請求しているが解決未了である。

オ G氏

破産者はG氏に対し、平成30年1月から10月にわたり、合計5067万3576円を計7回に分けて貸し付け、令和元年6月1日に同氏との間で上記金額について取りまとめた準消費貸借契約書を作成・締結したとされる。しかし、一部の契約書の作成については作成経緯に争いがあり、現在協議を行っている。

カ H氏

破産者は、H氏から依頼されて、5015万円を貸し付けた。同氏からは支払いの猶予を求められているが、今後訴訟提起も視野に入れつつ、協議を行っていく予定である。

キ ブロックチェーン・ネクスト株式会社

令和元年6月に、破産者から同社に3000万円を貸し付けた。この貸付けは、破産者が、フィリピンにおける事業展開のために同国法人であるJunc a P h i l i p p i n e s I n c .（以下「Junc a」という）に対し3000万円の投資を行おうとしたところ、破産者が連鎖販売取引事業を行っていることを理由に直接Junc aに出資することができなかったため、ブロックチェーン・ネクスト株式会社（以下「ブロックチェーン・ネクスト」という）に依頼して、破産者からブロックチェーン・ネクストに資金を貸し付け、当該資金をもって同社からJunc aに対し出資することによって、破産者からJunc aへの間接的な出資を行うこととしたものである。

調査によると、ブロックチェーン・ネクストには直近でほぼ収入がなく、主な資産は上記Junc aへの出資金のみであるため、ブロックチェーン・ネクストからの回収は、実質上Junc aから投資資金を回収できるかに依拠しているが、ブロ

ックチェーン・ネクストとJ u n c aとの契約書上返還が予定されたものかは一義的には明らかでなく、さらに現時点でJ u n c aは当該資金は既に使用しているため返還できないと述べている。

今後は、ブロックチェーン・ネクストを通じてJ u n c aと協議しながら回収可能性を模索する予定である。

ク Q社

破産者はQ社に対し1000万円を貸し付けている。窓口は、Q社の連帯保証人でもあるG氏（前記「オ」）であり、今後、G氏と協議しながら債権回収を進める予定である。

ケ D氏

破産者からD氏には、事業資金（出資金）及びBTCの購入資金として、合計700万円を貸し付けている。

現時点で返済の目途は立っていない旨の回答を得ており、今後は訴訟提起も視野に入れながら協議を行っていく予定である。

コ I氏

I氏個人が会社を立ち上げる事業資金のために、平成30年10月から11月にかけて2回に分けて合計500万円を貸し付けており、これらの返還請求権を一本化するため、令和元年9月に準消費貸借契約を締結した。

破産者との間では、同氏が立ち上げた会社の収益を返済に充てることが見込まれていたとのことであるが、未だ返済を受けておらず、実質的な回答も得られていない。したがって、引き続き連絡を試みている状況である。

サ J氏

破産者の元従業員であり、破産者から234万円を貸し付けていた。調査により、同氏から破産者に対しては、解雇予告手当、退職金及び旅費等の経費立替金に係る債権があることが認められ、同氏から、これらの債権と破産者からの貸付金を対当額で相殺する旨の通知を受けている。それにより、同氏への貸付金は金80万54

94円となり、現在同氏との間で、当該残金の返済について協議を行っている。

シ K氏

破産者の印鑑事業の元代理店であり、同氏が飲食店を開業するため、破産者が事業資金として貸し付けた金額の債務残高が135万1723円となっている。

破産者は飲食店の売上金から弁済を受ける予定であったが、既に飲食店は閉店しており、現在は弁済の原資となる収益がない。また、閉業に伴い破産者から免除を受けたとも主張している。同氏との間にて支払いの要否、可否について協議中である。

ス L氏

破産者の元従業員であり、破産者が同氏の費用54万7050円を立て替えたことについて、同氏との間で準消費貸借契約を締結している。もっとも、その後の調査で、同氏からはすでに金14万円の返済を受けていたことが判明し、残高は40万7050円となっている。現在同氏との間で、当該残金の返済について協議を行っている。

セ M氏

のぞみ共済に関連する葬儀社ネットワークの構築業務を行う会社の元専務であり、同氏の独立時に、葬儀社ネットワークに関するビジネスを共同で行う目的で貸し付けた金額のうち、50万円が残存している。

破産管財人において面談を行い、同氏の状況について証拠を開示させて聴き取りを行ったが、その状況に照らすと、ほぼ回収は困難であると見られる。

ソ N氏

破産者の元従業員であり、生活資金として15万円を貸し付けた。同氏は退職金支払請求権を有しており、かかる債権について相殺の意思表示を行っている。相殺後の債務残高について、手元資金から10万円の一部弁済を受けた。残額について、引き続き回収を行っている。

タ　Ｏ氏、Ｐ氏

Ｏ氏は破産者が安心生活ゆいの会として活動していた時期の元講師であり、Ｐ氏はその連帯保証人である。破産者から生活資金として貸し付けた債務の残額が９万９３５８円であったが、貸付けから長年が経過しており、両者からは消滅時効の援用の意思表示を受けた。現時点の調査によれば、消滅時効が完成していると考えられるため、債権回収は困難と見込まれる。

(2) 仮払金の回収状況、回収目処

破産者が貸付けを行った債務者として６件、合計１１４万７７１４円が申立書類に記載されていたが、調査の結果、これは貸付金ではなく、仮払金の未精算残額であることが判明した。

破産管財人は、６名に対して支払を催告する書面を送付し、各々回収作業を行った。

仮払金の精算のための領収証のある者には提出をさせ、また他の債権との相殺を主張する者もあり、結果として、回収すべき額は減少している。

破産者の持つ証拠が薄かったり、合意の確認やその後の請求・管理等も十分とは言い難かったりするものなど回収が困難とみられるものもあり、回収の可否、法的手続の必要性や相当性なども併せて検討する方針である。

(3) 株式

ア　カナダDMG株式

前記の通り、当該株式は、破産者の名義ではなく破産者元代表者の西氏及びBMEXの代表取締役古里氏の名義で、合計６８０万株存在している。しかし、その取得費用約１億円は両名ではなく破産者が負担しているため、実質上破産者の株式とすることができる。したがって、破産管財人は、両者の同意を得て、当該株式は破産者の資産として換価することとした。

カナダDMGはカナダで上場している法人であるが、上記は発行済株式総数の５％を超える規模であり、他方この銘柄は売買数量が少ないため、これを市場で売却するとなると、長期間かかることが想定され、また多量の売り注文によって値が低落するリスクもある。そのため、可能な限り高値で売却するために、カナダDM

Gの代表者の協力を得ながら、相対取引における売却も視野に入れて、協議を進めている。

また、前記「(1)」「エ」のとおり、これとは別途、クリス氏に対するカナダDMG株式460万株の返還請求権も破産財団を構成しており、同氏に対する返還請求を行っている。

イ R i k e n H o l d i n g s 株式

当該株式は、破産者元代表者の西氏名義で100株存在しているが、前記「ア」と同様、その取得費用3000万円は破産者が負担しているため、実質上破産者名義の株式として換価をすることとしている。

R i k e n H o l d i n g s 株式会社は、海外法人であるとのことであり、詳細は調査中である。

ウ ブロックチェーン・ネクスト株式

ブロックチェーン・ネクストは非上場会社であるため、市場における売却は不可能であり、相対取引における売却について検討を行っている。もっとも、同社の収入の大部分を占めていた破産者から同社への業務委託料の支払いが無くなったため、同社にはほぼ収入がなく、売却できる見込みが高いとはいえない。

(4) その他出資金（信用金庫出資金を除く）

前記「(3)」の他に、破産者は、株式会社プライムピットに対して50万円を出資し、同社株式を50株保有していた。しかし、同社は令和元年5月15日に清算終了しており、当該株式は換価不可能となった。

3 不動産

破産者においては鹿児島県鹿児島市薬師一丁目に宅地を保有しており、従業員の駐車場として利用していた。破産管財人はその売却活動に着手した。

破産管財人は、地元の不動産事情に詳しい仲介業者2社との間で一般媒介契約書を締結し、買手候補を探索している。新型コロナウイルスの影響によって市場取引が停滞していることもあり、未だ当該土地の買主は見つかっていない。

4 車両

破産者所有の車両2台を売却し、売却代金及び保守契約の解約返戻金計376万5924円を財団に組み入れた。

5 保険金支払請求権

損害保険ジャパン株式会社に対し、前記の火事に係る火災保険金を請求する手続を行っている。

6 その他

(1) 動産類

ア マイニング機器

破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドル¹⁷で購入し、その施設において設置しているマイニング機器1100台について、買受希望先との間で売却を検討している。

しかしながら、稼働が可能な状態にあるものは1100台のうち600台であり、また、新型コロナウイルスの市場取引全般に対する影響もあって、未だ売却価格の決定ないし売買契約の成立には至っていない。

このマイニング機器は、機器の技術の進歩によりすでにスペックが最新のものに劣る状況となっており、しかも中古品であるため、高い金額での買い手を探索することは困難と見込まれ、買い手が見つかって、売却価額はかなり低くなることが想定される。

購入者が出ない場合には、現地に行ってその廃棄処分をする必要が生ずるリスクがあるが、そうするとかえって費用が掛かるばかりか、現今の情勢下では現地に行くことも難しく、早期の売却が望まれる。

そこで、機械の存在するカナダDMGに引き取ってもらうなどの方向性を含めて、換価方法を検討している。

¹⁷ 1ドル107円とすると、日本円にして約2億0668万円。

イ その他電子機器

破産者が使用していたパソコン、携帯等の携帯端末、複合機、プリンタなどの電子機器類のうち、管財業務に不要なものの利用契約及びリース契約の解約を進め、破産者所有の外付けハードディスクについては、適切な専門業者においてデータを消去した上で破棄した。

また、破産者の所有するパソコン数台については、破産者のビットコイン管理業務や株式会社有徳社の事業に関する業務の双方に関するデータが保存されており、管財業務に必要な作業を終え次第、有徳社に売却予定である。

(2) 信用金庫出資金

鹿児島信用金庫及び鹿児島相互信用金庫との間で出資金返還のための退会手続きを行い、鹿児島信用金庫から50万円、鹿児島相互信用金庫から2万円の返還を受けた。

第3 これまでの破産管財人の活動の概要

1 開始決定後、これまでに破産管財人がなした業務の概要

(1) 現地確認等

破産管財人は、破産手続開始直後より、継続的に、破産者の事業所が所在する鹿児島県鹿児島市照国ないし薬師に赴き、火災現場の確認、関係資料の確保、関係者からの事情聴取に努めてきた。今後にも必要に応じて現地に赴くことを想定している。

(2) 火災についての警察との協議

破産管財人は、破産手続開始決定直後、火災現場に臨場し、内部を見分したうえ、警察にも赴いて、担当の警察官と面談し、協議した。

現場の状況には、何者かによる放火を疑わせる様子があるが、本当に放火によるものなのか、その場合の被疑者は誰か、手口はどういうものか、動機は何か等は、なお明確ではない。今後の捜査の進展を見守り、捜査機関と協調しながら、状況に応じて破産管財人として必要な対応を検討する方針である。

(3) 問合せ窓口の設置と、債権者への破産手続開始決定通知等の発送

本件では、2万人以上の会員債権者が存在し、破産手続の開始とともに多数の問合せが寄せられることが想定された。そこで、破産管財人は、破産手続開始決定後、直ちに本件の問合せのための専用回線を設け、多数の問い合わせに対応するとともに、広く債権者に情報提供をするため、破産管財人ウェブサイトを開設(<https://bitmaster-kanzai.com/>)し、情報を掲載している。

なお、本件は、破産手続開始決定時点では配当可能性が不明であったことから、破産手続の開始にあたっては破産債権届出書は送付せず、破産手続開始通知書のみを圧着ハガキの形で郵送することとし、その準備にあたった。

破産手続開始通知書の発送は、裁判所からの正式通知であるため、破産申立書の債権者一覧に債権者として破産者が記載した債権者に対し、その住所として登録された宛先に宛てて発送した（会員のなかには、自身ではなくて、自身を会員に勧誘した者など何らかの自身とは異なる者の住所を連絡先に登録している者も多かったが、裁判所からの正式文書はその住所地に送るのが相当と思料されるため、上記の措置を取った）。

より詳細には、その対象は以下の債権を有すると考えられる者であり、発送した総数は、総計約2万2500通に及ぶ（その後、再度送って欲しいとか、自身のところに届いていないと申し出た者があり、これらの者にはさらに送付しているため、実際の発送数は、上記を上回る）。

- ① 破産者が会員より預かり管理をしていたビットコインの返還請求権（ただし②のビットコインを除く）
- ② 破産者が会員より預かり管理をしていたビットコインのうち、マイニング事業により付与されたビットコインの返還請求権
- ③ 破産者から会員に支払われるべき未払いの現金報酬の支払請求権
- ④ 破産者の事業停止後に入会希望者等から入金になった金銭の返還請求権
- ⑤ クーリングオフの意思表示をしたものの破産手続開始までに返金処理が未処理であった者の金銭の返還請求権

(4) 自動引落としに関する処理

令和元年11月22日に破産手続が開始された直後の同月27日に、約700名

の会員から、収納代行会社によって、商品セット料金が口座から自動引落としされた。

破産者からは、破産手続開始申立て前に、破産後に自動引落がないように処理していたと報告を受けていたが、特定の収納代行会社による自動引落としについて処理漏れがあり、この収納代行会社の扱っている会員について、破産直後に破産当月の商品セット料金が引き落とされたものである。

この引落しは、破産後の期間にかかる商品セット料金を含むうえ、破産時点で破産財団に帰属していない資金であり、引き落とされた後も、引き落とされた商品セット料金は収納代行業者のもとにあつて、破産財団には入金されていなかった。

破産者は、この引落しよりも前の時点ですでに事業を停止している。そうすると、破産管財人としては、破産手続開始後には、破産者の事業活動にかかる会員からの料金を財団に入金すべきではないと思料される。そこで、破産管財人は、裁判所とも協議のうえ、引き落とされた料金は収納代行会社から会員に組み戻す処理を収納代行会社に要請することとし、返金処理は完了している。

なお、これに関連して、破産手続開始決定前にクレジットカードを利用して商品セット料金を支払った会員の中には、その代金のカード会社からの引落としが破産手続開始決定後となる者もいた。しかし、カードによる商品セット料金の支払いは破産手続開始前に行われているため、その代金相当額はすでに破産前に破産財団に入金されているもので、カード会社による口座での決済が破産後であっても、これは法律上返還することはできないものである。

(5) 仮想通貨の確保と換価

ア 仮想通貨の確保

破産管財人は、破産手続開始後、破産管財人名義の仮想通貨取引所口座を開設した上、申立代理人を通じ、破産者が保有していた、

- ・ ビットコイン 62.5821BTC
- ・ ビットコインキャッシュ 154.6393BCH

の引継ぎを受けた（いずれも手数料控除後）。

その後、破産者が保有していたレジャーナノ端末のウォレット（前記「第2」「1」「(4)」「カ」で述べたトレザー端末に移転される前のもの）に残存していたビットコインが発見され確保することができたため、

・ビットコイン

0. 4817BTC

を確保した（以下、破産管財人の確保したビットコインおよびビットコインキャッシュを、それぞれ「本BTC」／「本BCH」といい、総称して「本BTC等」という）。

イ 仮想通貨の換価

これらビットコイン及びビットコインキャッシュ（本BTC等）については、市場の状況を見ながら、破産裁判所の許可を得て順次換価を進めている。

破産法においては、法律上、ビットコインなどの仮想通貨による配当は予定されておらず、配当するとしても、それは現金(円)で行うこととされている。そこで破産管財人は、本BTC等を換価して現金化することとした。

ただ、ビットコイン及びビットコインキャッシュとも、その市場価格は激しく変動する¹⁸。そこで、破産管財人は、本BTC等の売却にあたり、資金決済法上の暗号資産交換業者でありビットコイン等の市場動向に詳しい株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という）からの売却時期や価格に関する助言を得ることとし、これを踏まえて、価格変動リスクの分散等を図るため、本BTC等を数次に分散して売却することとした。

破産管財人は、この売却方針について令和2年2月18日に裁判所の許可を得て、同月21日、本BTC等の約3分の1にあたる以下のとおりの第一次売却を行った（下記から売却手数料3%を引いた額が財団に入金になった。以下同じ）。

種別	数量	金額(円)	単価(円)
BTC	18.0639	19,274,181	1,067,000
BCH	54.6393	2,191,036	40,100

破産手続開始決定日におけるそれぞれの相場価額（令和元年11月22日時点。ただし、BPJの相場変動チャートにおける終値）は、

1BTC＝812,700円

¹⁸ BPJの相場変動チャートによれば、破産手続開始から令和2年2月18日（売却許可取得日）までの間のBTCの最高値は115万0000円（令和2年2月14日）、最安値は71万2670円（令和元年11月25日）である。

1 B C H = 23,866 円

であったから、それよりもやや高く換価できたことになる。

さらに破産管財人は、同年3月初旬に、本BTC等の残りの約半分にあたる25 BTC / 50 BCHを売却することを試みたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴うビットコイン市場の混乱が見られたことから、BPJによる助言も踏まえ、ビットコイン市場の混乱が収束したと考えられる時期まで、本BTC等の売却を見合わせることにし、しばらく様子を見た上で、その後、相場価額が上昇した局面をとらえて、令和2年5月12日、以下のとおりの第二次売却を行った。

種別	数量	金額(円)	単価(円)
B T C	25	23,825,000	953,000
B C H	50	1,125,000	22,500

破産管財人は、さらにその後も様子を見ていたが、令和2年7月末にビットコインの価格が上昇する様子が見られたので、その時期に、第三次売却として、残る以下の仮想通貨を売却換価し、これで現時点において破産管財人の管理するすべての仮想通貨の売却換価を終えた。

種別	数量	金額(円)	単価(円)
B T C	20.00003966	23,664,047	1,183,200
B C H	50.00007013	1,505,002	30,100

(6) パソコン端末等の保全・確保、情報収集

ア 各種端末の確保

破産手続開始決定後、破産管財人らにおいては、関係者からの事情聴取に基づき、保全が必要な端末等を洗い出し、その確保に努めた。これまでに、以下の端末自体又はそのデータのコピーを入手している。

- ① レジャーナノ端末(前記①、②と、③又は④のうちいずれかの計3本。なお、このほかに、BME Xのビットコインが格納されているというレジャーナノ1本も同社から預かっている)

- ② トレザー端末 (平成31年4月17日にレジャーナノ端末のビットコインが移転したとされる端末)
- ③ BME Xが解析作業の対象としたBME X従業員のデスクトップパソコンのデータ記録媒体のクローン(記録媒体自体(オリジナル)は解析作業にあたり分解され、残っていない)
- ④ 同従業員が業務上使用していた携帯電話端末
- ⑤ BME X役員の使用していたノートパソコン
- ⑥ 同役員の携帯電話端末
- ⑦ 破産者代表者の使用していた携帯端末

イ ビットコイン取引所の口座情報 (ログインID及びパスワード)

破産者及びBME Xが、外部のビットコイン取引所にそれぞれの名義で開設していた口座情報 (ログインID及びパスワード) を、把握されているものは全て確認し、取引履歴等の分析を進めている。

(7) 仮想通貨に関連する調査等

前述のとおり、破産者がBME Xに管理を委託していた(経理上の処理は貸付け)ビットコイン約1651BTCが、取出不能となっている。このビットコインの取出しないし換価可能性は、現時点において不透明である。

破産管財人としては、これが換価できるか否かは債権者への配当に大きな影響があるため、尽くせる手は尽くすべく調査に当たっている。

その状況は後述のとおりである。

(8) 資金の流れの調査

破産管財人は、破産者の帳簿、通帳等を確保して調査し、また税務申告を担当していた税理士事務所の担当者とも面談して事情を聴き取り、破産者に会員らから入金された資金が、いつ何にどのように使われていったかの調査を行った。その状況は後に段を改めて述べるとおりである。

(9) 貸付金・仮払金の回収

前記「第2」「2」「(1)」及び「(2)」のとおり、破産者は合計22の先に対して、合計1,822,957,477円、

5746.1354BTC、

1028.4BCH、

50ETH（イーサリウム）、

50LTC（ライトコイン）

を貸付け又は仮払いしており、破産管財人においてその回収作業を進めている。

破産管財人から数次にわたって請求書の送付をし、反応があった先へは順次交渉を進め、反応のない先には訴訟提起の準備を進めている。

その状況は、前述したとおりである。

(10) その他の各種資産の換価

土地の換価、自動車の換価、出資金の回収、有価証券の換価検討、預金口座の解約、その他動産類の換価の検討等については、前述のとおりである。

(11) 税務申告

破産管財人は、令和元年の破産手続開始決定によって決算期が到来するため、この時点の税務申告を行い、また、その後当初の決算期である令和2年2月末日にも再度決算期が到来するため、この時点の決算についても、税務申告を行った。地方税の均等割を除くと、法人税、消費税とも、納税は生じていない。

2 破産管財人による調査の状況

(1) ビットコインの動きの調査

破産管財人は、破産手続開始決定後、裁判所の許可を得て、ビットコインの取引所を営む株式会社ビットポイントジャパン（BPJ）に助力を要請し、同社の関係会社との間に調査等の業務に関する業務委託契約を締結した。そして、取引所口座からのビットコインの動きや、破産管財人に引き継がれたビットコインの出所、送金先等の分析を進めている。

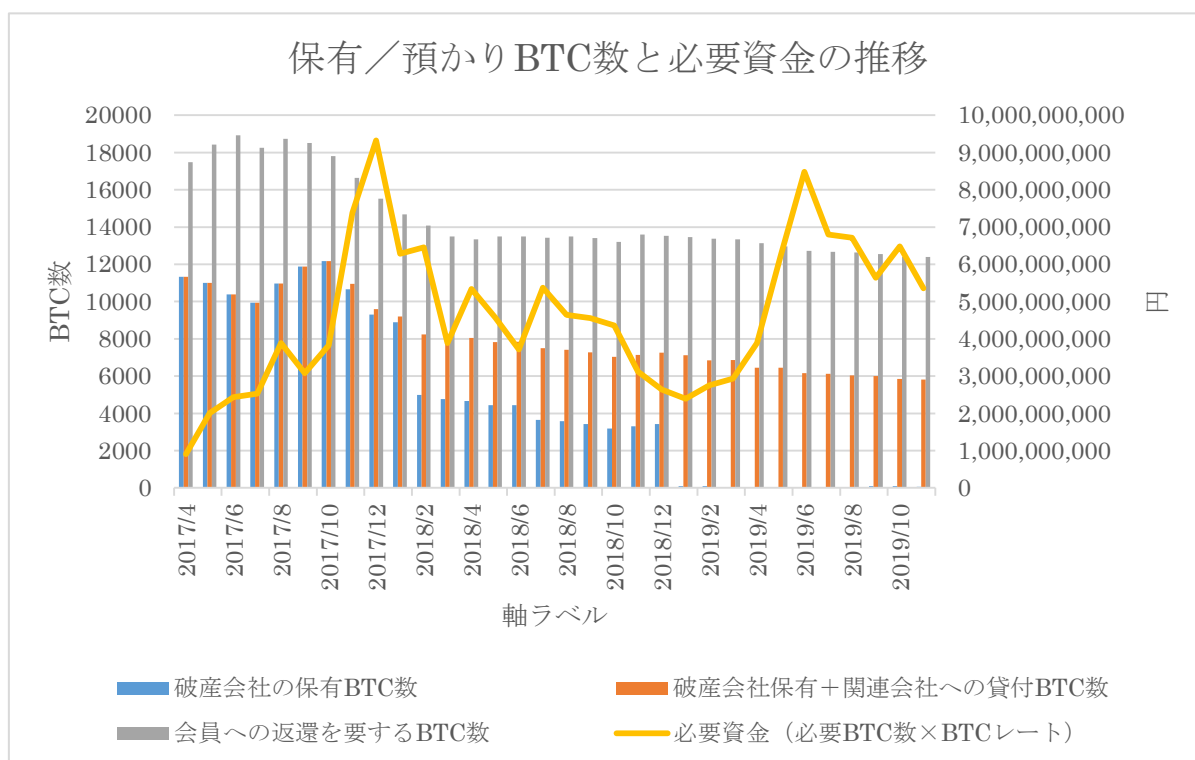
(2) パソコン等のフォレンジック調査

- ア 破産管財人は、上記の会社の助力を得て、現在アクセスができない約1651BTCのビットコインや、その他破産者ないしBME Xが保有していたビットコインの動き等を調査している。現時点において、下記の調査が進行中である。今後進行に応じて、改めて報告することとしたい。
- イ 破産管財人は、前記のとおり、BME Xが破産者の破産前にフォレンジック調査を実施した業者とも面談し、その調査の状況や結果について説明を受けた。
- ウ さらに、破産管財人は、破産者による既存の調査だけではなく、あらためて破産管財人自身の視点で独自に調査をすべく、前記「イ」で破産者が調査した端末とは別の端末（従業員が使用する携帯電話端末、BME X役員の携帯電話及びノートパソコン端末、レジャーナノ端末）も対象に加えて調査を実施することとし、裁判所の許可を得て、このようなフォレンジック調査の専門家である株式会社リーガルテックとの間で業務委託契約を締結し、これら端末の解析を進めている。
- エ また、破産者の事業所において平成31年8月27日未明に生じた火災についても、警察署による捜査にも協力しながら、不審な点がないか注視をしている。

(3) 破産申立てに至る破産者の有するビットコインの数に関する調査

- ア 平成29年4月から令和元年10月までの、破産者における保有ビットコインの個数、会員への返還を要するビットコインの個数等の推移は、破産者の会員管理の記録および会計処理等によれば、おおむね以下のとおりである（いずれも各月末の残高である）。¹⁹

¹⁹ なお、下記のグラフと表は、破産管財人において、破産者に存した様々な資料をもとに破産管財人の調査の過程で作成したものであり、破産者が破産前に自ら作成していたものではない。



	預かりBTC数	保有・確保していたBTC数	不足BTC数	1BTC価格 (円)	不足分調達に必要な費用(円)
2017/4	17477.2289	11325.4177	6151.8112	147,606	908,044,244
2017/6	18924.7942	10387.1811	8537.6131	285,145	2,434,457,687
2017/12	15522.8000	9596.8790	5925.921	1,573,988	9,327,328,543
2019/1	13459.6255	7116.5404	6343.0851	376,625	2,388,964,440
2019/6	12720.3042	6163.1118	6557.1924	1,294,065	8,485,433,134
2019/10	12402.6357	5847.3555	6555.2802	989,184	6,484,378,315
2019/11	12402.6357	5809.1993	6593.4364	812,700	5,358,485,731

※ ビットコインの相場価格は、コインチェック株式会社ウェブサイトにおける各月末日午前0時00分のレート²⁰に依拠した。

イ 会員が引渡請求権を有しているビットコインの個数

破産者においては、会員が引渡請求権を有しているとビットコインの個数は、

- ・ 平成29年4月には約17477BTC

であり、若干の増減を繰り返しつつも、

²⁰ ただし2019/11分については同月末ではなく破産手続開始決定日である令和元年11月22日時点のレート（1BTC＝81万2700円）を用いている。

- ・ 令和元年11月には約12403BTC
となっており、全体としては減少傾向を示している。

ウ 破産者が確保しているビットコインの個数

他方、破産者が確保していたビットコインの個数（BME Xへの管理委託分、BME X等への貸付分を含む）については、

- ・ 平成29年には約11325BTC
であり、こちらも若干の増減を繰り返しつつも、
・ 令和元年11月末には、約5809BTC
になっている。

エ 会員が引渡請求権を有する個数と破産者が確保していた個数との差異

したがって、会員が引渡請求権を有するビットコインの個数と破産者が保有または管理していたビットコインとの差異は、おおむね5900個から8500個の間で推移し、破産手続開始前1年間に限ってみれば、その変動はおおむね6300個から6600個の間で推移している。

オ 必要な資金額（要調達BTC円貨換算額）

これに対し、ビットコインの市場価格の変動に伴い、会員が引渡請求権を有しているとされるビットコインの個数に対し、破産者の確保したビットコインでは賄えない（つまり破産者が別途調達しなければならない）ビットコインの個数の円貨換算額（以下「要調達BTC円貨換算額」という）は、極めて大幅な変動があることが特徴的である。

すなわち、要調達BTC円貨換算額は、ビットコインの市場価格が約15万円であった平成29年4月末には約9億0800万円に過ぎなかったが、わずか8ヶ月後の同年12月末にかけてビットコインの市場価格が約157万円（なお、同月には、一時的に市場価格が220万円を超えた）まで高騰したことに伴い、同月末における要調達BTC円貨換算額は約93億2700万円まで急激に上昇することになった。

この点、前記「第1」「2」「(9)」に記載のとおり、破産者は、平成29年後半

以降、自らマイニングによりビットコインを得ようと企図し、また、より効率的にビットコインのマイニングをすべく、高性能のマンニング機器の開発を行おうとしていたB社に投資しようとしていた時期と重なるといえる。

カ その後、ビットコインの市場価格が平成31年1月末に約37万円まで低下するに伴い、要調達BTC円貨換算額も約23億8900万円まで減少するものの、同年6月末に再びBTC市場価格が約129万円まで高騰すると、要調達BTC円貨換算額も約84億8500万円まで急上昇することとなり、破産手続が開始された同年11月には、要調達BTC円貨換算額は約53億5800万円に至っていた。

キ 破産者代表者およびBME X代表等の説明によれば、要調達BTC円貨換算額の上昇は、ビットコイン価格の急騰によって本来備えておくべき数のビットコインを購入することができなくなったこと、および、令和元年8月27日に発生した破産者の本社事務所の火災に伴う消火活動の放水あるいはその数日前の落雷に起因して、BME Xの管理するパソコンに不具合・故障が生じ、それに記録されていた破産者の会員用預かりビットコインを引き出すために必要なPINコードおよびこれがわからなくなった場合にバックアップとして利用すべき「復活コード」が判読できなくなり、BME X管理の約1651BTCが取り出せない状態になったことに起因しているとのことである。

ク 破産の申立てに至る経緯

このように、破産者は、

- ビットコイン価格の急騰によって、必要な個数のビットコインを市場で購入することが早期にはできない見込みとなり、
- そのために企図したマイニングや、マイニング機器開発への投資は、しかしながらただちにはこの格差を埋める有効な手立てとはなっておらず、
- さらに令和元年8月27日に発生した破産者の本社事務所の火災に伴う消火活動の放水あるいはその数日前の落雷に起因して、BME Xの管理するパソコンに不具合・故障が生じ、それに記録されていた破産者の会員用預かり

ビットコインを引き出すために必要なP I Nコードと「復活コード」が不明となり、BME X管理の1 6 5 1 B T Cを超えるビットコインが取り出せない状態になったこと

から、本件破産の申立てをするに至ったと説明している。

ケ 破産管財人が引継ぎを受けたビットコイン数

なお、破産手続開始決定直後に、現実に破産管財人が申立代理人から引継ぎ等を受けたビットコインと、後述するB P Jの助力により発見されたビットコインは、合計6 3. 0 6 3 9 B T Cのみである。

(4) 破産者が会員から取得した資金と仮想通貨の流れの整理

破産者は、会員から、登録料・商品セット料金・パンフレット代その他の名目で、総計約1 1 1 億3 1 0 0 万円の支払いを受け、これを売上として資金を運用していた。

破産管財人は、会員から取得した現金・普通預金及びビットコインが運用され、流出していった際の資金の流れについて調査するため、これまで破産者とは関係のなかった公認会計士に新たに依頼して、破産者及びBME Xの平成3 0 年3 月期以降（平成2 9 年4 月～令和元年1 2 月）の会計資料を提供し、確認を要請した。

その結果判明した資金の流れは、概要、別紙2（「ビットマスターにおける資金の動き」）のとおりであり²¹、現金・預金の通帳に記載された内容について、出入金額が整合しない大きな資金の流れ、すなわち破産者から流出したもののどのように使われたかが使途不明となっているような資金の流れは発見されなかった。

別紙2に従って、平成2 9 年4 月から令和元年1 2 月までにおいて、会員からの入金など破産者に入った資金が、その後破産者からどのように動いたかを、これまでの調査によって判明した限りで説明すると、以下のとおりである。

²¹ 本項と別紙2（「ビットマスターにおける帳簿上の資金の動き」）においては、特段の記載なき限り、仮想通貨ではなく現金及び預金によって移動した金銭を、仮想通貨との対比のために「現金」と表示している。

ア 破産者と会員との関係

(ア) 会員支払手数料の支払

まず、破産者は、会員に対して支払う「会員支払手数料」のうち、現金で支払われるボーナス（ファーストボーナス、アドバイザーボーナス、ベーシックボーナス、リーダーマッチングボーナス）を、約55億1800万円支払った。

また、「会員支払手数料」のうち、会員からの請求に応じて、クローズウォレットからオープンウォレットへ移行することによってビットコインで支払っていたプレゼン用BTC、シェアリングボーナス、コミッションを、現在に至るまで約9115BTC支払った。ただし、破産者が自ら直接会員に対して支払ったのは、約9115BTCの一部である約7563BTCである。残部の約1552BTCについては、破産者からビットコインの移行を受けてビットコインを預かっていたBME Xによって、破産者の代わりに会員に返還させている。

(イ) BTC売買代行業に係る預り金等

さらに、破産者は、交換業を廃止する平成29年9月頃までの間、ビットコインの購入を希望する会員（以下「購入希望者」という）から現金を預かり、ビットコインの購入・売却を代行に行う売買代行業を営んでいた。このビットコインの購入代金及び手数料として、破産者は、購入希望者から現金約9億0700万円を取得していた（この金額は、前記の約111億3100万円とは別である）。

破産者は、購入希望者から取得した現金を預り金・雑収入として預かり、これを用いてビットコインを購入する。購入希望者からの売却の希望ないし返還請求があった場合は、これに応じてビットコインを現金に換金し、購入希望者の預金口座に現金を返金することによって返還しており、購入希望者に返還した額は、計約8億3100万円である。現金を預けていた購入希望者から返還請求を受けないまま引き続き預かっていた残額は、平成29年9月以降、破産者の仮想通貨を管理していたBME Xに引き継がれている。

イ 破産者とBME Xとの関係

(ア) ビットコインによる貸付け

破産者は、BME Xに対し、約3490BTCを貸し付けていた（ビットコイン以外の仮想通貨については、前記「第2」「2」「(1)」参照）。このうちBME Xか

らは、約94BTCが返済されている。

また、上記返済額のほかに、BME Xは、平成31年1月以降、破産者から仮想通貨の管理全般に関する業務委託を受けており、破産者に代わって会員に対して約1552BTCを返還していた。会員に返還したものは、破産者からBME Xに対する貸付金の返済があったものとして、破産者からの借入額が控除されている

なお、前記「第2」「2」「(1)」「ア」のとおり、破産者からF氏へのビットコインでの貸付金をF氏がBME Xに返還していたことにより、破産者からBME Xにはその分のビットコインの返還請求権が成り立つため、これを加算すると破産者からBME Xに対する貸付額としては、現在約1868BTC（令和元年11月22日時点のレートによって換算した場合、約15億1800万円²²⁾）が残っている。

(イ) イーサリアムとライトコインによる貸付け

BME Xが仮想通貨交換業の登録申請を行う際に、仮想通貨を保有することを必要としていたことから、破産者は、BME Xに対し、これらの仮想通貨を貸し付けたものである。

(ウ) 現金による貸付け等

破産者は、BME Xに対し、現金も6750万円を貸し付けている。

なお、破産者は、このほかに、BME Xに対し、BME Xに委託している仮想通貨の管理業務の業務委託料として、会員から得た売上の3%である約2億5400万円を支払っていた。

ウ 破産者と24PICKSとの関係

前述のとおり、24PICKSは、平成29年4月に、カナダBMのクリス氏が中心となり立ち上げた会社で、仮想通貨のセキュリティーシステムの日本における販売代理店業務を行う会社として設立されたが、その後同事業は別会社で行うこととなり、事業を営まなくなった。他方で、破産者は、マイニング機器やそれに搭載するチップの開発等を行うB社より破産者からB社への投資を断られたため、株式

²²⁾ 貸付けや会員への支払手数料の支払い等の会計処理が行われるたびにそれぞれの時点のレートにおける換算額を合計することは困難であるため、別紙2（「ビットマスターにおける帳簿上の資金の動き」）において記載したBTC数は、会計処理時にそれぞれ計上したBTC数を合計したものである。本文中に記載する日本円換算は、合計BTC数について一括して令和元年11月22日時点のレート（1BTC＝81万2700円）で計算したものである。

会社24PICKSに金銭を貸付け、同社がB社に投資等することとなった。

破産者は、24PICKSに対し、B社の株式の引受けの他、24PICKSの事業資金やマイニングチップ購入のため、現金を約16億4400万円、仮想通貨を約3700BTC貸し付けた。

破産申立時のレートによる貸付額は、上記仮想通貨による貸付分だけで約30億0700万円となり、現金貸付分と合計するとその貸付額は約46億5100万円とされている。

エ 破産者から貸付をなした債務者との関係

破産者は、会員から取得した売上の一部を、以上に述べたBME X及び24PICKSへの貸付けのほか、現金又はビットコインによる貸付け及び立替払いに利用していた。詳細については先述したとおりである。

オ その他

破産者は、株主に対する配当は行っていない。破産者から、破産者の元代表者西貴義氏及び取締役西美恵子氏に対する役員報酬の支払いがあるが、その金額は2人分で合計月約230万円である。

第4 破産財団の現状・今後破産管財人が行う業務・配当可能性について

1 破産財団の現在残高

本報告書の印刷前の時点である令和2年8月6日時点における破産財団の現在残高は以下のとおりである。

預金残高	1億6993万8247円
------	--------------

2 破産者の負う債務

財団債権（調査中）

公租公課の債権	4件	166万1649円
労働債権	6件	93万0000円

普通破産債権

22, 369件 109億4439万2532円

(ただし、申立書記載による)

本件は債権届出留保型であり、破産債権の調査に着手していない。

追って債権届出を受けることとなったときは、破産管財人から届出書用紙を債権者に郵送し、その提出を受けた後、債権調査を行って金額を確定することとなる。債権届出用紙の郵送先は、破産手続開始通知の圧着葉書を送付した宛先（その後送付先変更届を提出した方には、その変更後の宛先）とする予定である（なお、送付先変更届出は、本人からの届出に限る。第三者が本人に代わって届けることは、信憑性の確認ができないため、認めていない）。

劣後的破産債権

破産手続開始後の遅延損害金等を除いて、存しないものと思われる。

3 今後破産管財人が行う主な業務

破産管財人が今後行う業務は以下のとおりである。

- ① 破産者が保有しBME Xに管理を委託（経理上の処理は貸付け）していた約1651BTCのビットコインの探索と、換価可能性の見極め
- ② 破産に至る過程における破産者と関係会社等との間の資金の流れ等の調査
- ③ 破産者が貸付けを行っていた先からの債権回収
- ④ その他、上述した各種資産の換価

破産管財人は、以上の管財業務を進め、配当原資の確保に努める所存である。

4 配当可能性と今後の進行について

現在、破産管財人が管理する財団の預金の残高は、1億6993万8247円（第1回集会の直前時期である令和2年8月6日時点）である。

これに対して、令和2年8月6日時点で認識している財団債権の額は、前記のとおり、259万1649円（延滞税等が増える余地がある）である。

破産者が保有する資産の換価業務や回収業務など、破産管財人の業務は進行中であり、現時点において債権者への配当可能性は未定である。

今後、資産の換価業務の進行に応じ、配当可能性がある判断される場合には、

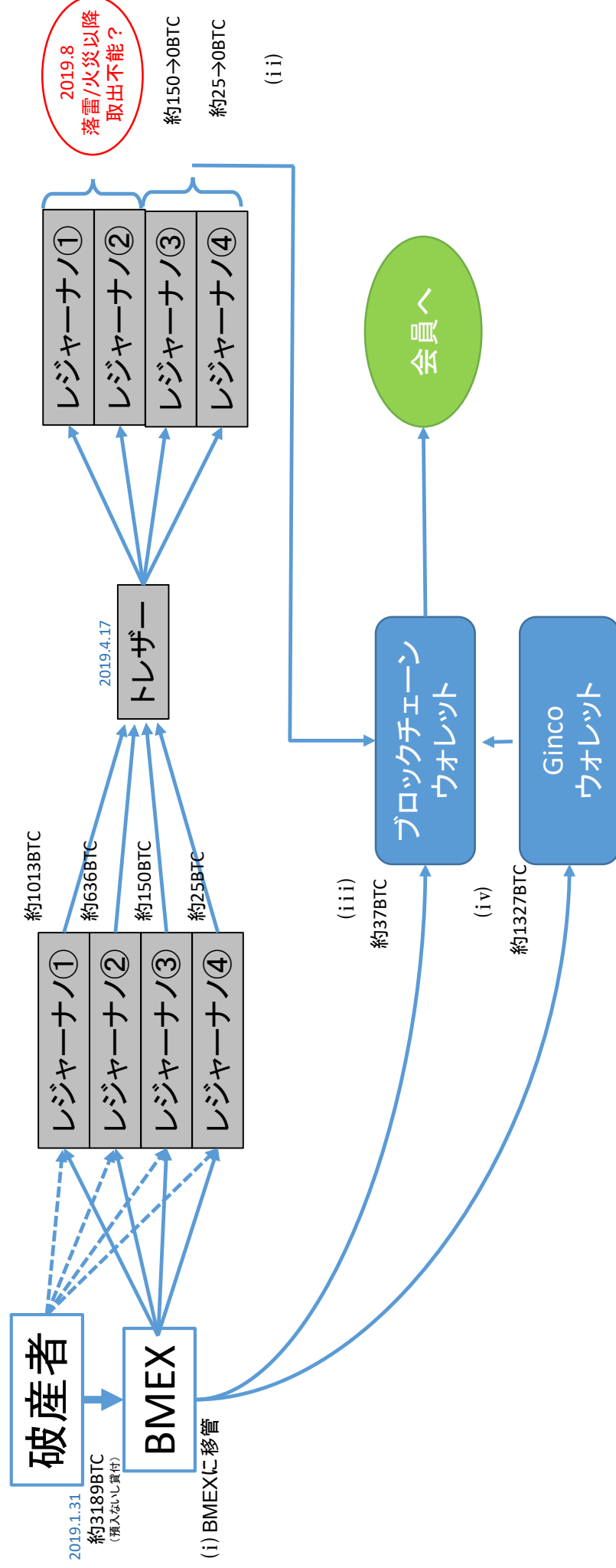
破産管財人において把握している破産債権額をあらかじめ印字したうえ、債権者の方々へ債権届出書の用紙等を郵送し、破産債権の届出を受け付けたいと考えている。

第5 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無

現在調査中である。

以上

別紙1【ウォレット間のBTCの移動図】



【 破 産 】 貸 借 対 照 表
(令和2年8月6日現在)

単位:円

資産の部				負債の部				
番号	科目	評価額＝財団 組入(見込)額	備考	番号	科目		金額 (債権調査未了)	備考
1	現金及び預金	137,042		1	財団債権	公租公課	1,661,649	
2	有価証券	未定		2	"	労働債権	930,000	
3	商品	0		3	優先債権	公租公課		
4	前渡金	未定		4	"	労働債権		
5	短期貸付金	5,000,000	注1	5	一般債権	会員以外の一般債権	284,597,882	
6	立替金	未定		6	一般債権(会員)	未払戻の預かりBTC	10,540,862,284	
7	未収入金	未定		7	"	未払戻マイニング報酬	69,855,815	
8	仮払金	100,000	注1	8	"	未払特定利益	28,660,535	
9	前払費用	22,960		9	"	入会受付停止後の払込分	4,185,000	
10	預け金	111,243,177		10	"	入会受付停止後の払込分	13,342,060	
11	仮想通貨	71,584,266		11	"	クーリングオフ等受 付後未返金分	2,888,956	
12	建物付属設備	0		12	"	2年未経過SS/SP会 員の未消化登録料	0	
13	構築物	0						
14	機械装置	未定						
15	車両運搬具	3,742,964						
16	工具・器具	未定						
17	少額資産	0						
18	什器備品	0						
19	土地	未定						
20	ソフトウェア	未定						
21	営業権	0						
22	電話加入権	0						
23	投資有価証券	未定						
24	出資金	519,340						
25	長期貸付金	未定						
26	保険積立金	862,863						
27	敷金	368,000						
28	保証金	0						
		193,580,612					10,946,984,181	

注記1 金額は既回収額であるが、なおその余について回収活動を継続中である。
「未定」と記載あるものも、なお、換価・回収活動を継続中である。

財 産 目 録

(令和2年8月6日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目(内訳)	簿価(開始決定日 時点試算表記載額 ※1)	評価額=財団 組入(見込)額	備考
【流動資産】		6,005,163,793	188,087,445	
1	現金及び預金	93,220	137,042	ゆうちょ銀行(93,220)・鹿児島相互信用金庫(43,822)解約。
2	有価証券	102,520,224	0	
2-1	DMG Blockchain Solutions Inc.	50,616,634		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各300万株
2-2	DMG Blockchain Solutions Inc.	51,903,590		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各40万株
3	商品	8,280,797	0	
3-1	仮想通貨事業	1,867,881	0	※3 パンフレット。資産性なし。
3-2	印鑑等事業	6,412,916	0	※4 印材など。火災により損傷したため、資産価値なし。
4	前渡金	500,000		※5 ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。
5	短期貸付金	5,582,748,580	5,000,000	
5-1	株式会社BMEX	123,261,515		※6 この他BMEXIには長期貸付金もある。
5-2	株式会社24PICKS	300,000		※7
5-3	株式会社24PICKS①	10,000,000		
5-4	株式会社24PICKS②	269,459,700		BTC貸付(300BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-5	株式会社24PICKS③	2,335,317,400		BTC貸付(2600BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-6	株式会社24PICKS④	314,369,650		BTC貸付(350BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-7	株式会社24PICKS⑤	300,000,000		
5-8	株式会社24PICKS⑥	500,000,000		
5-9	株式会社24PICKS⑦	400,000,000		
5-10	株式会社24PICKS⑧	200,000,000		
5-11	株式会社24PICKS⑨	404,189,550		BTC貸付(450BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-12	株式会社24PICKS⑩	234,360,000		
5-13	F(BTC)	175,385,513		BTC貸付(177.6266BTC)。1BTC=987,383円
5-14	F(BCH)	25,270,873		BCH貸付(1028.4BCH)。1BCH=24,573円
5-15	F(現金)	6,557,174		5-13・5-14含めて調査中。
5-16	クリストファー・フィリアトロ-	25,308,316		※8
5-17	クリストファー・フィリアトロ-	103,807,182		※8
5-18	G	50,673,576		5-19の連帯保証を含めて協議中。
5-19	Q	10,000,000		G氏の連帯保証付き。
5-20	H	50,150,000		試算表上の表記とは異なるが、実際にはH氏への貸付。
5-21	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000		※9
5-22	I	5,000,000		
5-23	西美恵子	5,000,000	5,000,000	回収済み。
5-24	J	2,340,000		※10 退職金債権などで相殺し、残額は金805,494円。
5-25	K	1,351,723		
5-26	L	547,050		14万円は支払済みであることが判明。残金は407,050円。
5-27	O	99,358	0	時効が成立し、時効主張されているため請求できない。
6	立替金	79,200		※11 BMEXへの請求分。
7	未収入金	94,894,269		
7-1	仮想通貨事業	94,520,175		※12 貸付金の利息の未収分。
7-2	印鑑等事業	374,094		主にBMEXとN氏からの未収分(107,714円)
8	仮払金	24,282,718	100,000	
8-1	クリストファー・フィリアトロ-	10,000,000		※13
8-2	クリストファー・フィリアトロ-	4,654,746		※14
8-3	D	6,500,000		
8-4	D	500,000		
8-5	M	500,000		
8-6	その他①	890,000		30万円以下。合計7名。
8-13	その他②	1,237,972	0	申立代理人へ普通預金振替分。資産性なし。
9	前払費用	3,346,525	22,960	
9-1	仮想通貨事業	3,323,565	0	※15 資産性なし。
9-2	印鑑等事業	22,960	22,960	プリウスリサイクル料(プリウス売却時に返金を受ける)
10	預け金	115,505,205	111,243,177	申立代理人への預け金(引継予納金)
11	仮想通貨	72,913,055	71,584,266	※16 62.58217569BTC、154.63938948BCHを引継ぎ。売却
【固定資産】		2,013,454,812	5,493,167	
12	建物付属設備	1,836,219	0	資産性なし。
13	構築物	759,834	0	資産性なし。
14	機械装置	166,753,355		※17 カナダDMGに置かれているマイニング機器1100台
15	車両運搬具	3,558,842	3,742,964	※18 トヨタプリウス2台売却済み
16	工具・器具	805,056		パソコン3台、モニター1台(残務整理のために使用中)

17	少額資産	64,468	0	資産性なし。
18	什器備品	15	0	資産性なし。
19	土地	35,251,601		駐車場:鹿児島市薬師1-20-18 売却手続中。
20	ソフトウェア	10,100,236		※19 仕掛中のシステム
21	営業権	68,392,505	0	資産性なし。
22	電話加入権	696,470	0	資産性なし。
23	投資有価証券	31,000,000		
23-1	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	1,000,000		※20 非上場。1万株(発行済株式数9万株)。
23-2	Riken Holdings HK Ltd	30,000,000		※21 非上場。西氏名義
24	出資金	1,020,000	519,340	
24-1	鹿児島相互信用金庫	20,000	19,340	振込手数料660円が差し引かれている。
24-2	鹿児島信用金庫	500,000	500,000	回収済み。
24-3	株式会社プライムビット	500,000	0	平成29年3月31日解散、令和元年5月15日清算終了。
25	長期貸付金	1,690,422,188		
25-1	株式会社BMEX	1,690,422,188		会員からの預かりビットコインの貸付け(1548.55844887BTC)。
26	保険積立金	802,723	862,863	保険解約返戻金。回収済み。
27	敷金	1,768,000	368,000	
27-1	西美恵子	1,400,000	0	火災による片付費用の立替金との相殺により残額ゼロ。
27-2	大見商事	165,000	165,000	
27-3	Regus	203,000	203,000	火災後の臨時賃借物件の保証金(1回目の差入分)
28	保証金	223,300	0	火災後の臨時賃借物件の保証金。2回目は代表者個人の差入。
	合 計	8,018,618,605	193,580,612	

※ 財団組入額には破産後に入金された賃料や利息等を含まない。

負債の部

債権の種類別	内 訳	件数	金額内訳	備考
財団債権	公租公課	4	1,661,649	
	労働債権	6	930,000	申立書記載の1,377,000円から相殺主張のあった447,000円を控除
優先債権	公租公課	0		
	労働債権	0		
一般債権	会員以外の一般債権	45	284,597,882	
一般債権(会員)	未払戻の預かりBTC	22,324	10,540,862,284	申立書添付債権者一覧表No.1
	未払戻マイニング報酬	1,588	69,855,815	申立書添付債権者一覧表No.2
	未払特定利益	548	28,660,535	申立書添付債権者一覧表No.3
	入会受付停止後の払込分	27	4,185,000	申立書添付債権者一覧表No.4
	入会受付停止後の払込分	111	13,342,060	申立書添付債権者一覧表No.5
	クーリングオフ等受付後未返金分	6	2,888,956	申立書添付債権者一覧表No.6
	2年未経過SS/SP会員の未消化登録料			
合計		24,659	10,946,984,181	

※ 債権届出は留保されているため、上記は原則として申立書添付の債権者一覧を基に記載している。

【注記】

1	本財産目録は、破産者が作成していた開始決定日現在の試算表を元に作成している。仮想通貨は円評価した額が記載されているが、用いるレートが項目により異なり統一されていない点にご留意いただきたい。
2	破産者は、カナダでマイニング事業を行うDMG Blockchain Solutions Inc.(カナダ法人)に2回に渡り出資をした(ビットコインによる出資)。1回目は約7500万円分のビットコイン(約1087.75BTC)を2回に分けて送金し、西氏、古里氏、クリストファー・フィリアー・ロ氏(通称クリス氏)の名義で各300万株の付与を受けた。2回目は約1億5500万円分のビットコイン(約552BTC)を2回に分けて送金し、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株が付与された(1回目の送金時に比べ2回目の送金時のBTCレートは約4倍となっていた)。資金の拠出は破産者が行っているにも関わらず、株式が個人名とされている理由は不明である(当時はクリス氏が窓口を行っていた)。2-1は、1回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(300株)については後記注8参照。2-2は、2回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(160株)については後記注8参照
3	パンフレット簿価910,881円。火災により廃棄済み。なお、試算表に記載された残りの957,000円分もパンフレットであるが、この分は発注したものの納入未了であり、実際には存在しない。
4	印材、印鑑ケース、浄水器のカートリッジなど。火災により損傷したため、資産価値なし。
5	ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。ブロックチェーン・ネクストの状況については、後記注9参照。
6	BMEXには長期貸付金もある。短期貸付金には、50ETH、50LTC、18.9BTCを円換算したものが含まれている。
7	破産者は、マイニング機器の開発を行うB社に投資しようとしたが、同社より、連鎖販売事業を行っている破産者から投資は受けられないと言われた。そのため、破産者から24PICKSに貸付けをして、同社がB社に投資等を行った。破産者から24PICKSへの貸付けの多くはB社への投資等に使用された。現在24PICKSには収入がなく、主な資産はB社の株式であるため、同社株式の売却先を探している。
8	5-16と5-17は、クリス氏への短期貸付金として計上されているが、前記注2のとおり、実際には同氏に対する同氏名義とされているDMG株式(300株と160株の合計460株)の返還請求権(名義書換請求権)である。
9	破産者は、フィリピンで事業展開するにあたりJunca Philippines Inc.と直接契約をする予定であったが、連鎖販売取引を行っている破産者とは契約できないと言われた。そこで、破産者からブロックチェーン・ネクストに依頼し、破産者から同社に3000万円を貸付け、同社からJunca Philippines Inc.に3000万円を送金した経緯がある。直近におけるブロックチェーン・ネクストの収入の大部分は破産者からの業務委託料であったが、破産者の手続開始によりその収入がなくなっている。ブロックチェーン・ネクストが保有する主な資産はJunca Philippines Inc.への上記出資金である(出資なのか貸付なのか契約書上も明確ではない)。ブロックチェーン・ネクストは、Junca Philippines Inc.に出資金返還を要求しているようであるが、すでに事業資金に使用しているため返還できないとの回答があったとのことであり、なお、調査中である。
10	出張旅費立替費用(574,506円)、解雇予告手当(600,000円)、退職金(360,000円)の相殺主張がなされているため、残額は金805,494円である。
11	イタックス株式会社への派遣料のうちBMEXの業務を行っていた人の派遣料分(BMEXへの請求分)。契約者は破産者だが、一部BMEXの業務を行ってもらっていた。そのため、その人員の派遣料分をBMEXに請求することになる。
12	貸付金に付される利息の未収分(BMEX、24PICKS、I氏、ブロックチェーン・ネクスト、J氏、Q社)
13	破産者がカナダBMから仮想通貨事業の事業譲渡を受けるにあたり、事業譲渡実行の2年ほど前に、金1000万円がカナダBMから代表であるクリス氏に支出された(カナダBMの帳簿に仮払金として計上)。その後、カナダBMから破産者への事業譲渡の際に、この仮払金請求権が譲渡資産の一部とされて移転された。これにより、破産者は、クリス氏への上記仮払いに基づく債権の譲渡を受けており、当該1000万円の返還を求める返還請求権が存するという。
14	BMEXで仮想通貨取引業の申請をした際に、BMEXの決算書を当局に提出したが、その際に当局から、決算書に残っていたクリス氏への仮払金を消す必要があると指摘された。そこで、BMEXからクリス氏への仮払金をクリス氏に代わり破産者がBMEXに立替払いをした。これにより、破産者からクリス氏に対し、かかる立替払いに関する求償債権が存在しているとされる。
15	3,000,000円は申立代理人への申立費用の予納(資産性なし)。残り323,565円は、破産開始日(2019年11月22日)が含まれる2019年11月分の家賃及び駐車場代の前払い分であり、資産性なし。
16	仮想通貨について開始決定日現在の簿価として記載した金額は、破産者において、破産直前に申立代理人にBTCを預けたときのBTC相場価額をもとに円換算して元帳に計上したことに依拠している。元帳の記載によれば、BTCは3回に分けて預託されて、うち48.4152BTCは1BTC=1,208,427.97円、2.023BTCは1BTC=1,011,968.36円、12.2307BTCは1BTC=878,999.97円で計算されている。なお、BCHは1回の預託で、154.64BCH[1BCH=10,403.36円]で計算されている。なお、申立代理人から破産管財人に引き継がれた仮想通貨の数との間に若干の差があるのは、ウォレット間の移動による手数料が差し引かれているためである。
17	破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドルで購入し、同社施設に設置しているマイニング機器1100台。稼働が可能な状態にあるものはこのうち600台。中古品であり、高い金額での買い手を探索することは困難と見込まれるが、購入者が出ない場合には廃棄費用も発生するため、早期売却を目指している。
18	トヨタプリウス2台売却済み(リサイクル料22,960円を控除し、ウェルカムサポート返金35,964円を追加)
19	破産者が外部業者にシステム開発を依頼し前金を支払っていたが、完成前に破産したため開発ができなかったもの。仕掛中のシステムの売却又は前金の返還を求めて協議しているが、相手方保有のシステムを基にカスタマイズするものであり、換価は難航している。
20	ブロックチェーン・ネクスト設立時には破産者との資本関係はなかったが、その後株主のひとりから株を手放し資金化したいとの相談が寄せられ、破産者で株式を買い取った(1万株を100万円で買い受ける)。発行済株式9万株のうちの1万株。ブロックチェーン・ネクストの状況については、前記注9参照。
21	西氏名義で100株存在しているが、その取得費用3000万円は破産者が負担している。海外法人の非上場株式である。同社は、理化学研究所の関連会社と説明を受けているが、現時点でその確認は取れておらず、調査中である。

令和元年(フ)第8370号

破産者 株式会社ビットマスター
破産管財人 伊藤 尚

收支計算書

(令和元年11月22日～令和2年8月6日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
コ-	科目	金額	備考	コ-	科目	金額	備考
1	予納金組入	111,243,177		51	租税公課	571,690	
2	現金回収	0		52	地代家賃	123,474	
3	預金回収	137,042		53	水道光熱費	624,909	
4	有価証券・出資金回収	519,340		54	別除権受戻費用	0	
5	仮想通貨換価	71,584,266		55	管財業務費用(旅費交通費)	2,637,102	※3
6	保険金・解約返戻金	862,863		56	管財業務費用(補助者報酬・調査費用等)	15,022,785	※4
7	貸付金等回収	5,100,000	※1	57	管財業務費用(郵送料印刷費等)	3,582,348	※5
8	車両売却	3,765,924	※2	58	管財業務費用(債権者管理システム)	2,544,410	※6
9	不動産売却	0		59	管財業務費用(その他)	2,924,887	※7
10	敷金等回収	368,000		60	管財人報酬	0	
11	什器備品・在庫等換価	0		61	最後配当費用	0	
12	その他収入	366,498		62	最後配当金	0	
13	還付金	4,022,537					
14	受取利息	205					
	収入合計	197,969,852			支出合計	28,031,605	

差引残高	169,938,247
------	-------------

- 1 貸付金と仮払金の回収金額を指す。
- 2 このうち金22,960円はリサイクル料の返金分である(前払費用)。
- 3 主として、管財人団が鹿児島に出張した費用等である。
- 4 公認会計士・税理士・社会保険労務士費用、BTCの調査やPC等機器の調査等のための専門家の費用である。
- 5 債権者への圧着葉書による通知の印刷費用・郵便料等である。
- 6 会員管理システムの利用料、システムを破産手続向けに変更するための外注費用等である。
- 7 仮想通貨売却手数料、書類等の送付費用、振込手数料、その他の諸費用である。